

松 阪 市
公 共 施 設 等 総 合 管 理 計 画
(案)

平成 28 年〇月

松 阪 市

松阪市公共施設等総合管理計画について

(計画策定の背景)

- 松阪市は、昭和40年代から50年代にかけての人口急増や増大する行政需要に対応するため、学校施設をはじめとした各種公共施設や道路・橋りょう等のインフラ施設（以下、公共施設とインフラ施設を合わせて「公共施設等」という。）を整備し、市民の付託に応え、市民の生活基盤や産業基盤、あるいは市民の様々な活動拠点として大きな役割を果たしてきました。
- しかし、これら公共施設等は整備から40数年を経過して老朽化が進むとともに、耐震化、バリアフリー化、省エネ化などへの対応が求められています。また、人口減少や少子高齢化に伴う人口構造の変化により、公共施設に求められる機能も変化しており、時代の要請に応じた的確な対応が必要となっています。
- 今後、多くの公共施設等が更新時期を迎えることとなりますが、税収が伸び悩むとともに、合併算定替の終了により普通交付税が減少する一方、社会保障関係経費の増加が見込まれるなかで、公共施設等への投資をこれまでと同水準で継続していくことは困難と予想されます。
- 松阪市は平成17年1月に1市4町が合併しましたが、旧自治体時代に、それぞれの自治体と同種の施設を整備してきたことから、重複して施設が配置され、その結果、十分に活用されていない状況があります。
- こうしたことから、平成27年5月に策定しました「松阪市公共施設白書」において施設（ハコモノ）のみであります、現状と課題を提起しました。
- 人口動態や財政状況など将来の状況を見据えつつ、公共施設等の現状と課題を整理し、市民ニーズを把握した上で公共サービスのあり方を検討するなど、総合的な視点に立ち、公共施設等を将来にわたって最適に管理していくため、「松阪市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定し、計画的に公共施設の最適化への取組を進めます。

高度経済成長期に多くの公共施設等が建てられ、40～50年が経過

施設機能の充実

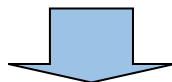
- ・老朽化対策
- ・耐震化
- ・バリアフリー化
- ・環境負荷の低減 等

社会環境、行政需要の変化

- ・人口減少
- ・人口構造の変化（少子高齢化）
- ・ライフスタイル、ニーズの多様化
- ・財政状況の逼迫 等

市町村合併

- ・旧自治体時代の公共施設の重複配置



効果的・効率的な公共施設等の最適化

- 本計画は、松阪市が保有する公共施設等の全体像を示すとともに、公共施設で実施しているサービスや稼働状況等を分析し、課題整理を行い、施設種別ごとの今後の方向性を示します。

また、公共施設等の見直しは場合によっては「総論賛成各論反対」になりかねません。市民との合意形成を図りながら公共施設等マネジメントを進めていくには、公共施設等に関する情報を市民と共有し、行政の説明責任を果たす必要があります。本計画書は、今後市民とともに公共施設等の将来のあり方を考える際の資料として活用します。

（計画の期間）

- 計画期間は、平成 28 年度を初年度とし、平成 67 年度（2055 年度）までの 40 年間を計画期間とします。なお、本計画は、松阪市総合計画及び松阪市行財政改革大綱と整合をとることから、それらの見直し時期にあわせて見直しをしていきます。また、平成 37 年度までを第一期の計画期間とする個別施設計画を策定します。この個別施設計画については、毎年総合計画に基づく実施計画を策定する段階で進捗状況を確認し、見直しを図っていきます。

（計画対象施設等）

- 計画の対象施設は、「公共施設等」とします。
- 学校や公民館、図書館などの「公共用財産」をはじめ、道路・橋りょう、上下水道の「インフラ施設」も対象とします。

目 次

第1章	松阪市の現状と将来像	1
1.	松阪市の概況	1
2.	人口の現状と見通し	2
3.	財政状況	3
第2章	公共施設（公共建築物）の現状	7
1.	公共・公用施設の保有状況	7
2.	他自治体との比較	8
3.	老朽化・耐震化の状況	9
4.	管理運営費の状況	10
5.	更新費用の推計	12
第3章	インフラ施設の現状	14
1.	道路・橋りょう・トンネル	14
2.	水道施設	14
3.	下水道施設	15
4.	公園	16
5.	農道	17
6.	林道	17
7.	河川	17
8.	ため池	17
9.	水門・樋門	18
10.	水路	18
11.	港湾施設	18
第4章	公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方	19
	公共施設等マネジメントの基本的な考え方	19
第5章	公共施設（公共建築物）の施設類型ごとの今後の方向性	23
1.	生涯学習施設	23
2.	児童福祉施設	24
3.	学校教育施設	26
4.	文化施設	27
5.	市営住宅	28
6.	福祉・医療施設	29
7.	環境・墓苑施設	33
8.	商工・観光施設	34
9.	農林漁業施設	36
10.	庁舎等公用施設	37
11.	その他施設	39

第6章 今後の全庁的な取組方針	40
1. 個別施設計画の策定	40
2. 情報の共有化	40
3. 公共施設等の保全年針の策定	41
4. 財産処分と活用方針の確立	41
5. 財源の確保対策	41
6. 推進体制の整備	42

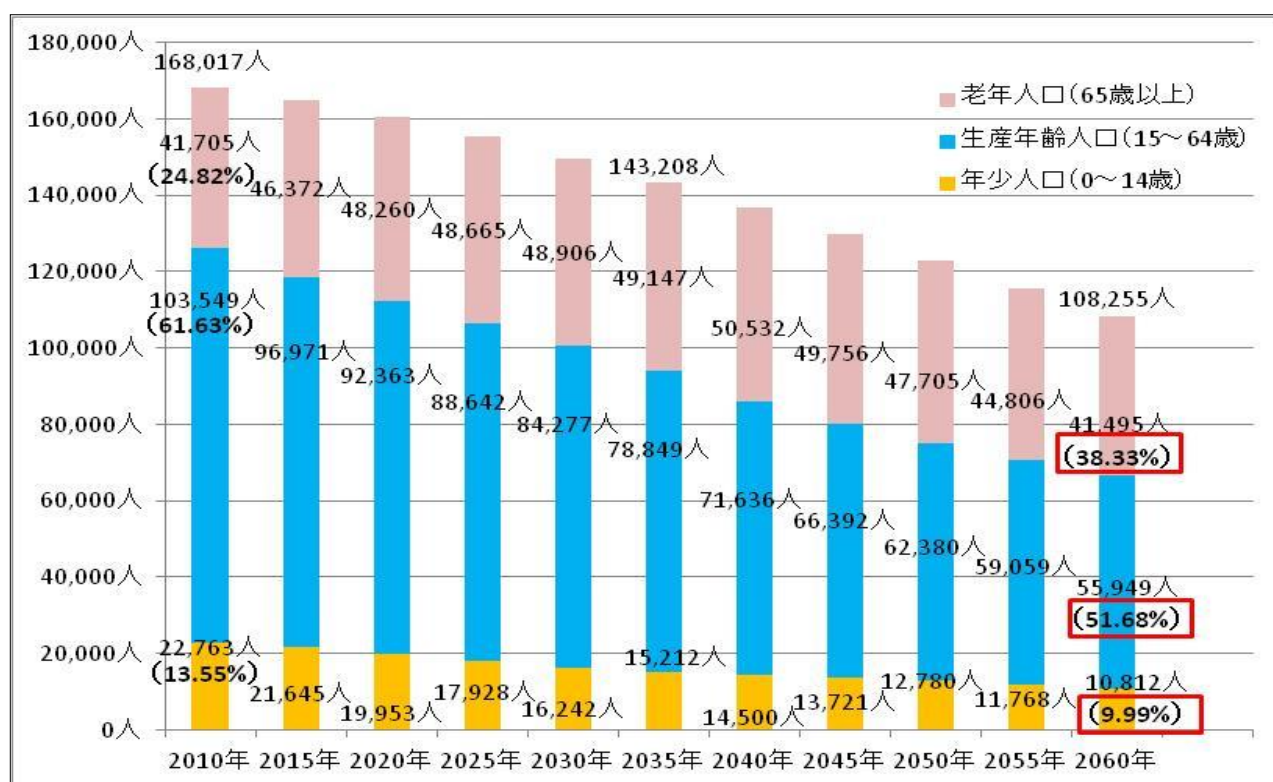
第1章 松阪市の現状と将来像

1. 松阪市の概況

平成17年1月に、松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町の1市4町が合併して新たな松阪市が誕生し、人口約17万人、総面積623.64㎢と南三重の中心都市としての役割を担っています。

本市（旧4町含む）の人口は、1920年代に12万人規模であったものが戦後の急増期を経て1950年～70年代には14万人規模に拡大し、市町村合併を経て2016（平成28）年1月1日時点の住民基本台帳人口は167,443人となっています。しかしながら国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口では年々減少し、45年後の2060年には約11万人になると推計されています。

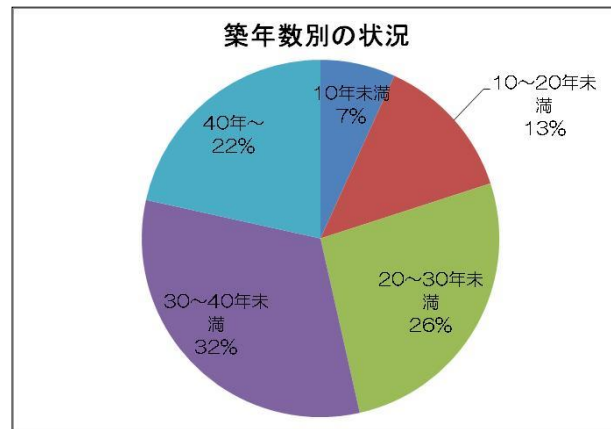
【年齢3区分別人口の推移】



国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した試算

本市は、人口の急増と市民のニーズの変化に伴う行政需要の増大と多様化に応じて、様々な施策を展開するために多くの公共施設等の整備を行ってきました。その結果、市が保有する公共建築物は約700施設・延床面積約62.2万㎡に及び、公共施設全体の54%が建築後30年を経過し、老朽化が進行しています。また、耐震基準適合施設は55%ですが、順次耐震化を進めてきた結果、現在では耐震化未実施施設は約5%（34,000㎡）となっています。

このほか、少子高齢化により空き教室が増加している学校教育施設の適正配置など、早急に対応しなければならない課題が山積しています。



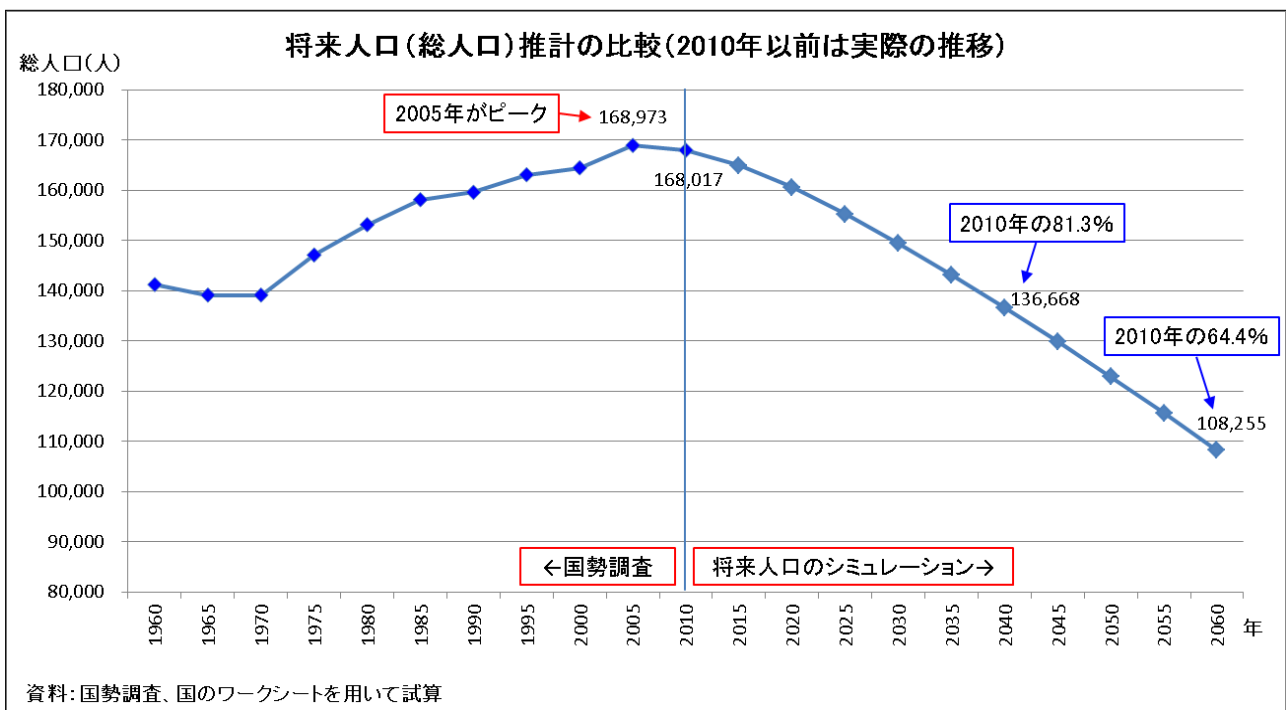
2. 人口の現状と見通し

平成 22 年の国勢調査の結果では、65 歳以上の高齢者の割合は 24.8%と三重県の平均（24.3%）を少し上回る一方、平成 25 年の松阪市の合計特殊出生率（※1）は 1.53（三重県の合計特殊出生率 1.49）となっています。（平成 26 年度松阪市保健統計報告書）

人口推移と将来推計人口を「松阪市人口ビジョン」でみると、以下のようになっています。

国立社会保障・人口問題研究所（※2）に準拠した試算（※3）から、総人口の推移をみると下記の表・グラフのようになっています。

年	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)	2035 (H47)	2040 (H52)	2045 (H57)	2050 (H62)	2055 (H67)	2060 (H72)
社人研推計準拠（人）	164,987	160,576	155,235	149,425	143,208	136,668	129,870	122,865	115,634	108,255



※1：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当する。

※2：「国立社会保障・人口問題研究所」は、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関。

※3：2040（H52）年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、2060（H72）年まで推計した場合を示しています。

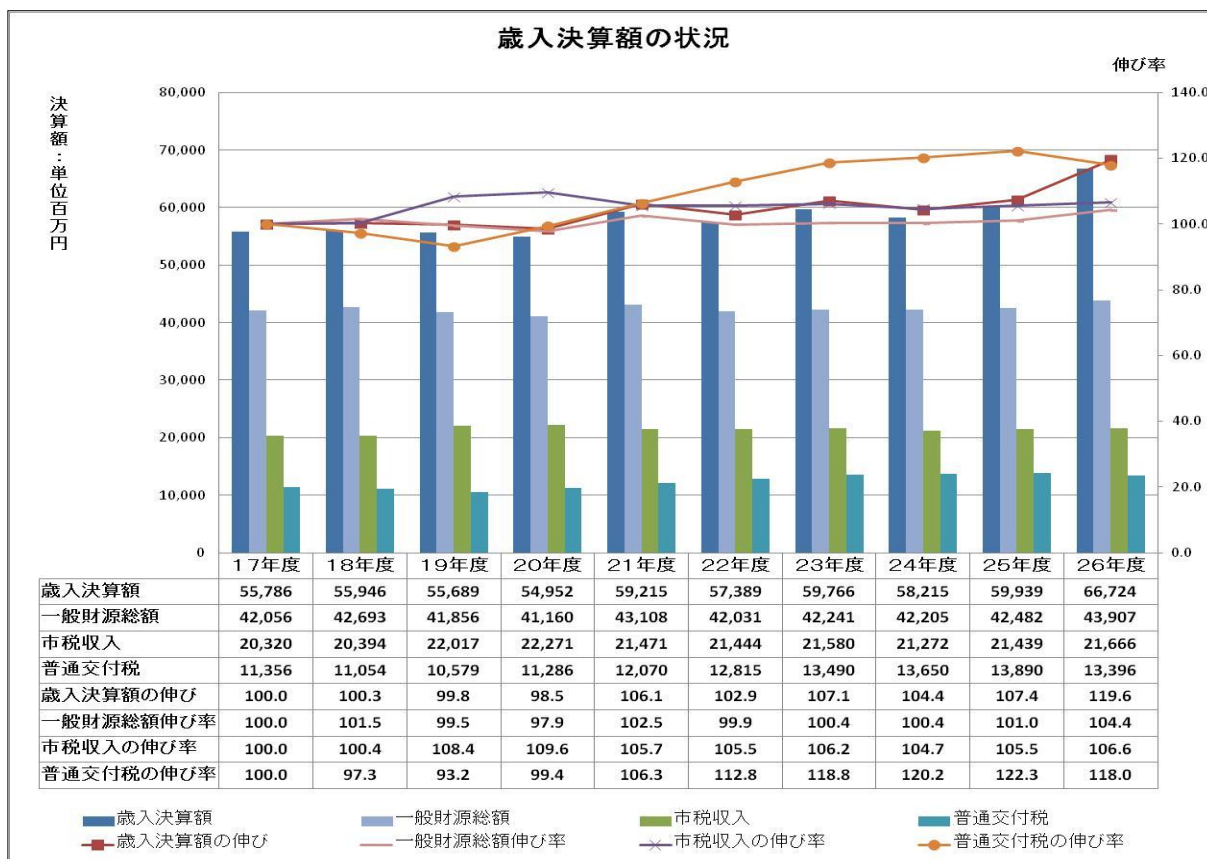
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した試算によると、2040（H52）年の総人口は136,668人（2010（H22）年の81.3%）となります。
- ・2060（H72）年の総人口は108,255人となり、これは、2010（H22）年の総人口168,017人の約2/3（64.4%）となり、大幅な人口減少が推計されます。

3. 財政状況

（1）歳入（普通会計）の状況

本市の平成26年度の歳入決算額は667億円で、このうち市税が217億円で全体の32.5%を占め、最近5か年ではほぼ横ばいの状況です。一般財源総額は439億円で最近5か年では普通交付税の増額があり若干伸びています。なお、普通交付税は、合併後10年を経て、平成32年度に向けて段階的に約10億円減額されることになっています。

人口の減少と生産年齢人口の減少により税収の伸びが期待できない一方、普通交付税が減額されることから、極めて厳しい財政運営が予想されます。



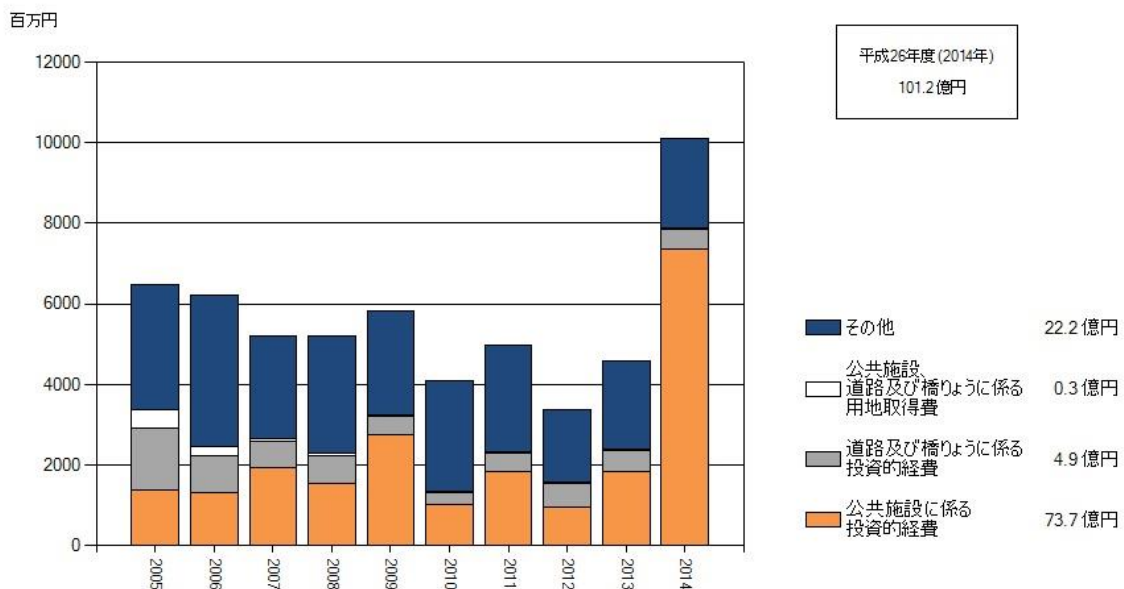
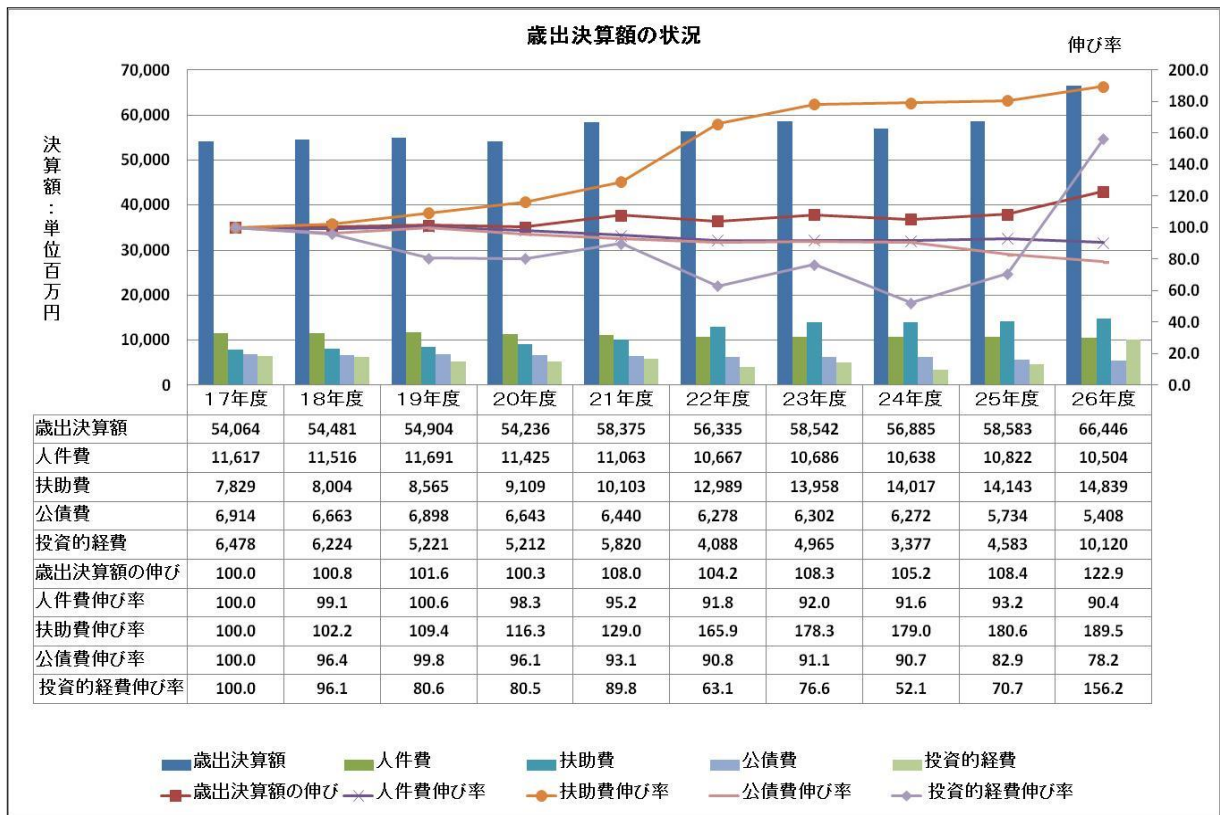
（2）歳出（普通会計）の状況

平成26年度の歳出決算額は654億円で、人件費が105億円（16.1%）、扶助費148億円（22.6%）、公債費54億円（8.3%）、義務的経費の合計308億円（47.1%）となっています。公共施設等の整備の財源となる投資的経費は101億円（15.4%）となっています。（内59億円は、ごみ処理基盤施設建設事業費）

なお、平成22年度から26年度までの5か年に公共施設等の維持・更新に要した投資

的経費は年平均 54.3 億円となっています。

扶助費に加え、高齢化に伴う医療費や介護保険事業費などを含めた福祉関係経費の伸びは今後とも大幅な増加が予想される一方、市税等一般財源の伸びが期待できない中で、投資的経費に充当する財源の確保がさらに厳しくなることが見込まれます。



※平成 26 年度の投資的経費について

新規整備分：ごみ処理基盤施設建設事業費（逓次繰越分含む）59 億円

用地取得分：新健康センター建設事業費 3 億円、総合運動公園建設事業費（補助）2 億円

鎌田中学校校舎改築事業費 9 億円

(3) 将来の財政の見通し

歳入については、人口減少と生産年齢人口の減少で市税の大きな伸びが期待できません。普通交付税は、合併算定替の終了により約10億円の減少が見込まれます。

歳出については、高齢人口の増加により扶助費及び国保繰出金（その他経費）等福祉関係経費の大幅な増加が見込まれます。このため、公共施設等の更新等に必要な投資的経費の財源の不足が見込まれます。

松阪市中期財政見通し（普通会計）

（単位：百万円）

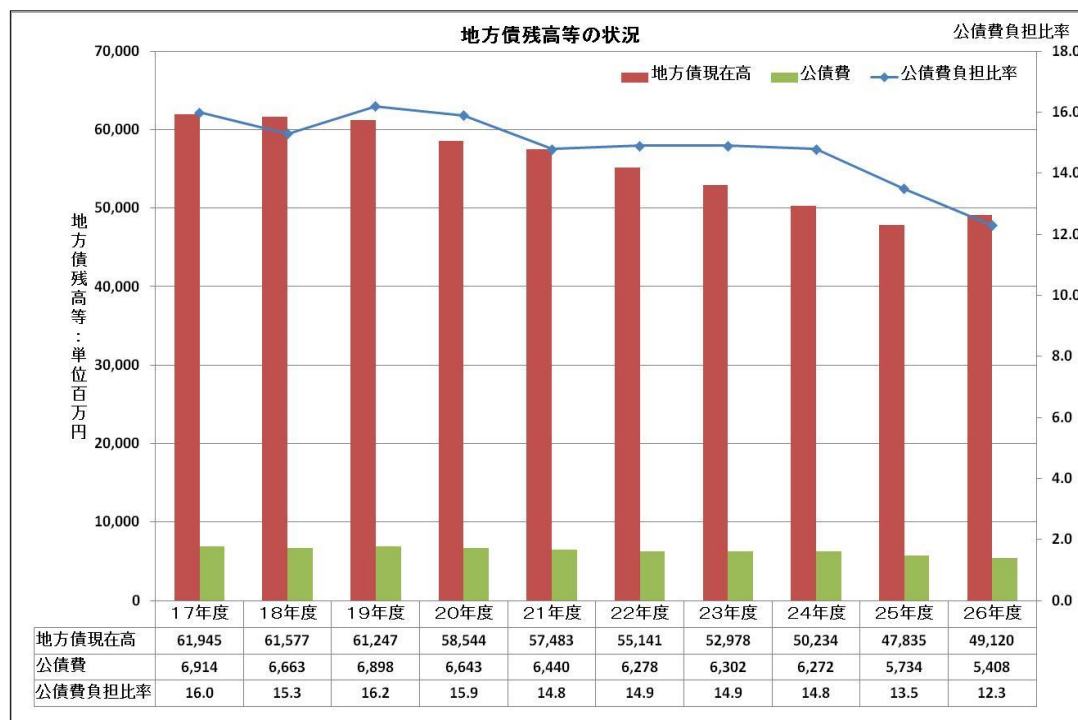
区 分		28年度 (予算)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
歳 入	一 般 財 源	41,242	41,056	41,227	41,217	41,299	41,790
	市 税	21,418	21,643	21,218	21,359	21,524	21,391
	地 方 交 付 税	14,101	13,690	13,332	12,834	12,503	12,579
	臨時財政対策債	1,700	1,700	1,900	2,200	2,400	2,900
	そ の 他	4,023	4,023	4,777	4,824	4,872	4,920
	国 ・ 県 支 出 金	13,799	13,154	13,301	13,452	13,606	13,764
	市 債 （ 建 設 債 ）	2,648	3,200	3,000	2,700	2,500	2,000
	そ の 他 の 特 定 財 源 等	4,594	3,907	3,907	3,908	3,907	3,907
	合 計	62,283	61,317	61,435	61,277	61,312	61,461
歳 出	義 務 的 経 費	29,966	30,280	31,032	31,161	31,073	31,715
	人 件 費	9,927	10,233	10,599	10,538	10,312	10,609
	扶 助 費	15,046	15,282	15,525	15,776	16,034	16,300
	公 債 費	4,993	4,765	4,908	4,847	4,727	4,806
	投 資 的 経 費	5,341	5,446	4,503	4,084	3,708	3,125
	そ の 他 経 費	26,976	25,591	25,900	26,032	26,531	26,621
	合 計	62,283	61,317	61,435	61,277	61,312	61,461

(4) 公債費・公債費負担比率の状況

本市の平成 26 年度末の地方債現在高は、普通会計で 491 億円、これに下水道等の公営企業会計を含めた地方債残高の合計は 1,000 億円を超えています。

普通会計の公債費の支出額は 54 億円で、地方債の元利償還金に要する一般財源は 53.9 億円となり、公債費負担比率は 12.3%と減少傾向にあります。

地方債は、公共施設等を整備する際に、世代間の負担の公平の観点から適正な水準の範囲で活用することは望ましいものの、過度な依存は、将来の市民に大きな負債を継承することになります。



第2章 公共施設（公共建築物）の現状

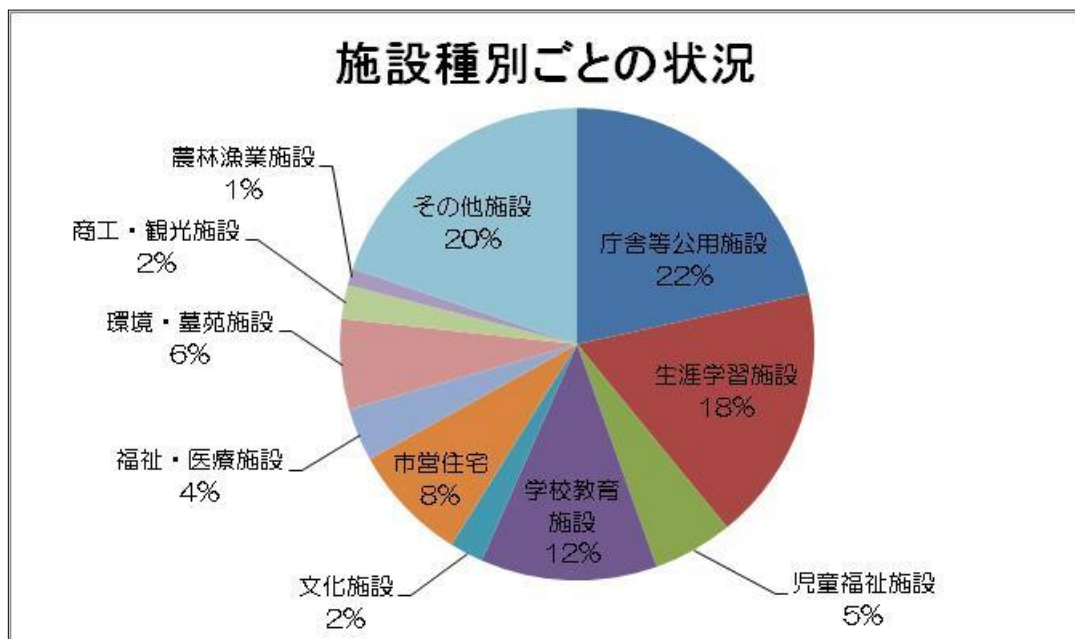
1. 公共・公用施設の保有状況

平成27年4月1日時点の一般会計、特別会計（上水道事業、下水道事業会計はインフラ施設として整理しますのでここでは除きます）で所管する公共・公用施設（公共建築物）の状況は以下のとおりです。

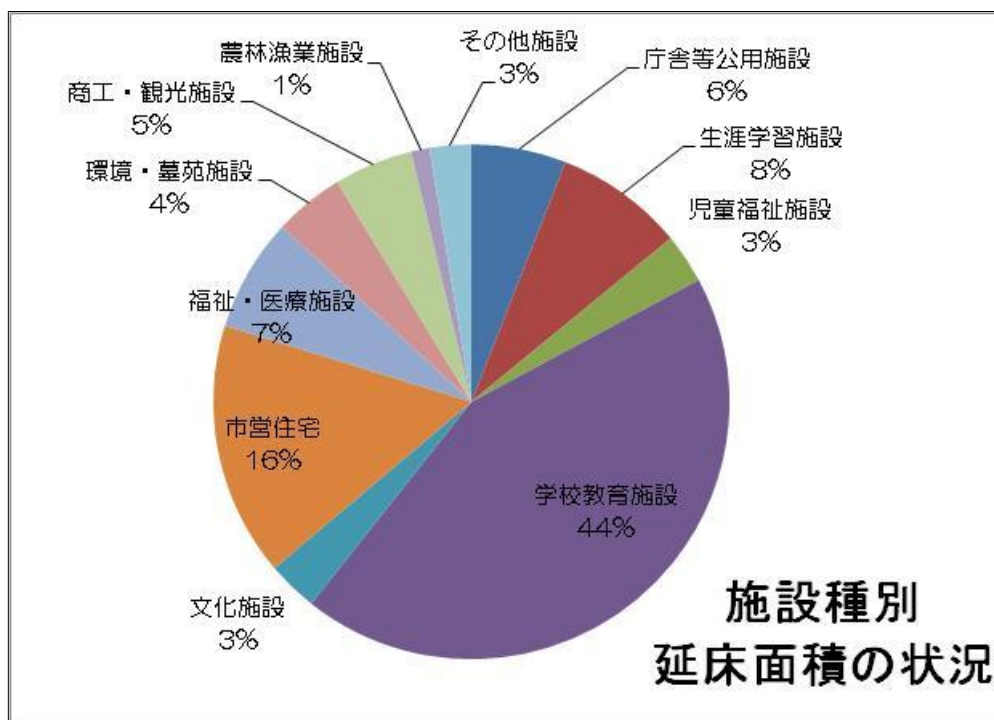
施設数：696施設、棟数：2,256棟 総延床面積：約62.2万㎡

大分類	施設数	棟数	延床面積(㎡)	主な施設
1. 生涯学習施設	122	205	50,484.67	公民館15(単独館)、体育館等、図書館2、集会所等92、その他
2. 児童福祉施設	38	103	19,305.02	保育園22、放課後児童クラブ15(市の専用施設)、児童センター
3. 学校教育施設	84	700	270,724.48	幼稚園23、小学校40、中学校12、給食センター6、子ども支援研究センター2
4. 文化施設	16	51	19,642.24	文化ホール4、歴史民族資料館、その他
5. 市営住宅	56	410	98,999.28	
6. 福祉・医療施設	25	56	44,168.82	市民病院、福祉会館・福祉センター7、健康センター・保健センター5、その他
7. 環境・墓苑施設	43	95	27,451.32	清掃工場2、最終処分場、火葬場8、墓地11、公衆トイレ10
8. 商工・観光施設	16	126	30,731.49	観光情報センター、宿泊施設5、ワークセンター、産業振興センター2、競輪場2、その他
9. 農林漁業施設	8	48	7,236.49	ベルファーム、森林公園、農産物加工所、林業総合センター2、その他
10. 庁舎等公用施設	150	268	37,026.12	本庁舎、分館、振興局4、出張所6、地区市民センター21、消防・防災施設112
11. その他施設	138	194	16,285.04	公園、排水機場32、ポンプ場、その他
合計	696	2,256	622,054.97	

公共・公用施設の設置数を目的別に見ると、庁舎等公用施設が22%を占めて最も多く、生涯学習施設（18%）、学校教育施設（12%）などとなっています。



また、延床面積を設置目的別に見ると、最も多いのが学校教育施設で全体の 44%を占めています。次いで多いのが市営住宅で 16%、生涯学習施設が 8%、福祉・医療施設が 7%などとなっています。



2. 他自治体との比較

本市の住民基本台帳人口で総延床面積を除した市民 1 人当たりの延床面積は以下のとおりです。

松阪市民 1 人当たりの延床面積 : 3.60 m²

県内自治体（本市を含む）14 市の市民 1 人当たり平均延床面積は 3.57 m²と、本市が上回っています。なお、最大は 8.02 m²、最小は 2.72 m²で、約 3 倍の開きがあります。

また、合併を経験した自治体 10 市の市民 1 人当たりの平均延床面積は 3.67 で、本市の 1 人当たり延床面積は若干下回っています。

自治体名	合併※	人口人	延床面積m ²	1人当たり床面積m ²
熊野市	※	19,662	157,591	8.02
鳥羽市		21,435	138,578	6.47
志摩市	※	54,694	297,414	5.44
尾鷲市		20,033	98,943	4.94
伊賀市	※	97,207	450,368	4.63
いなべ市	※	45,684	197,095	4.31
津市	※	285,746	1,130,121	3.95
松阪市	※	168,017	605,378	3.60
亀山市	※	51,023	181,519	3.56
桑名市	※	140,290	475,497	3.39
四日市市	※	307,766	907,025	2.95
伊勢市	※	130,271	374,624	2.88
鈴鹿市		199,293	556,795	2.79
名張市		80,284	218,220	2.72
合計		1,621,405	5,789,168	3.57

※左表の 1 人当たり延床面積については、東洋大学 PPP 研究センターの「全国自治体公共施設延床面積データ」における施設延床面積を平成 22 年度国勢調査人口で除したものです。

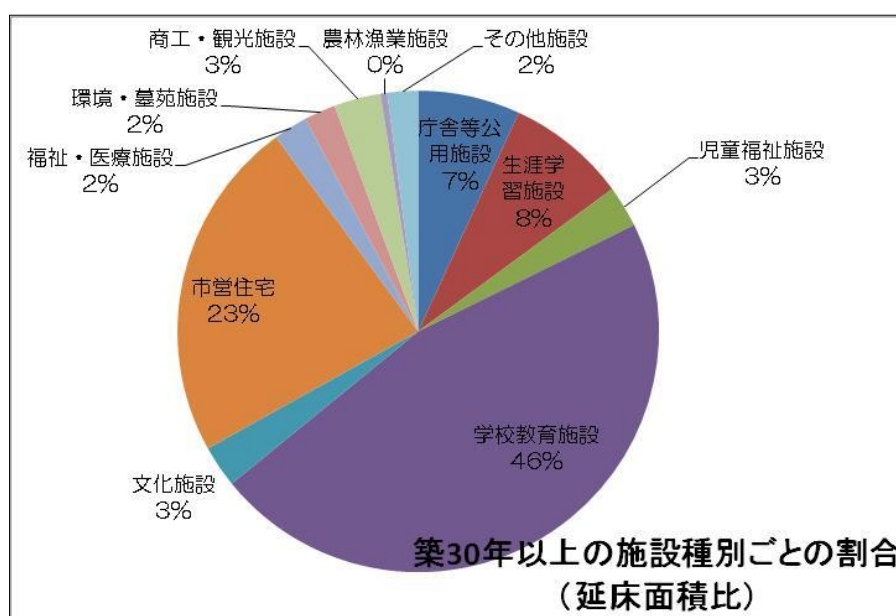
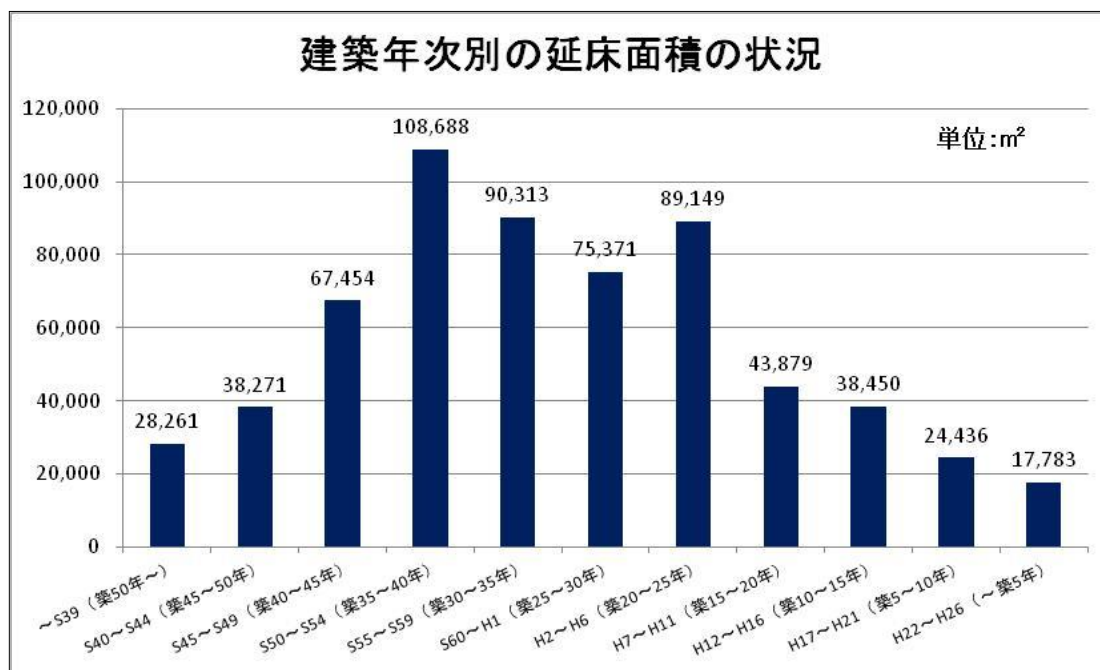
松阪市公共施設白書より

3. 老朽化・耐震化の状況

(1) 老朽化の状況

建築年次別延床面積の状況は以下のグラフのとおりで、築40年以上の公共建築物の延床面積は13.3万㎡、築30年以上では33.2万㎡なっています。

一般的に、公共建築物は30年経過した時点で大規模な改修が必要といわれています。建築後30年以上を経過した施設の延床面積は全体の約54%を占め、さらに10年後に築30年以上となる公共建築物の延床面積は約80%となる見込みです。



設置目的別に老朽化の状況を見ると、建築後30年以上を経過した施設の延床面積は学校教育施設が最も多く、次いで市営住宅、生涯学習施設、庁舎等公用施設と続いています。今後の老朽化への対応は、これらの施設が相対的に多くなることが想定されます。

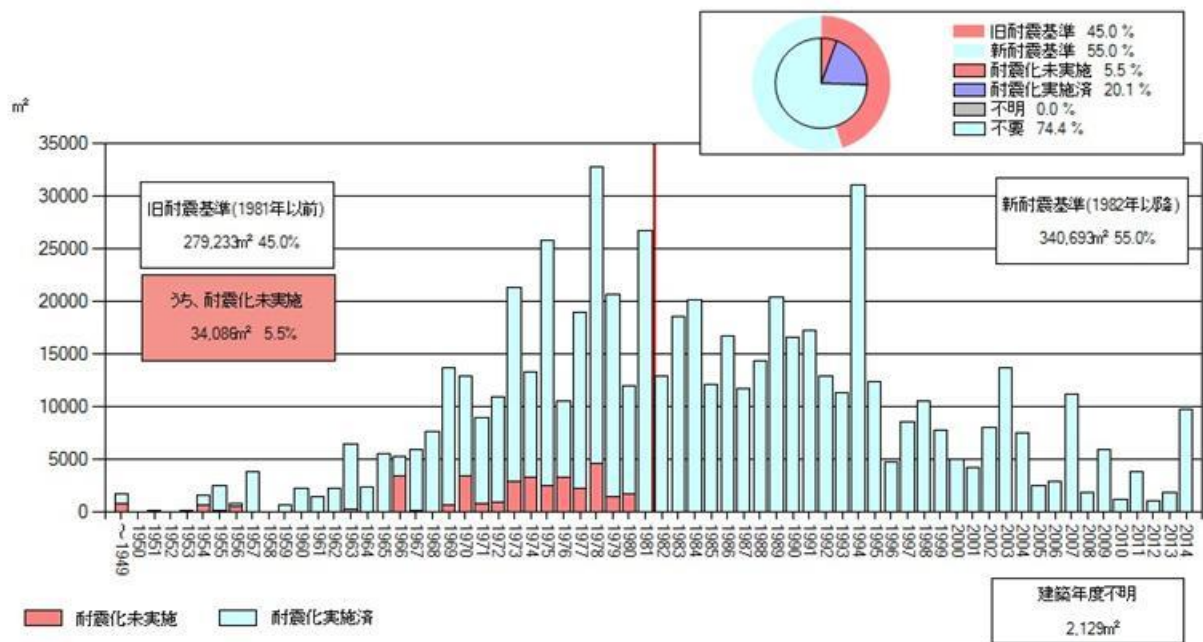
(2) 耐震化の状況

公共建築物全体のうち、新耐震基準で建設されものは約34万㎡で55%となっています。

す。また、旧耐震基準で建設された施設（約 28 万㎡）のうち 24.5 万㎡は耐震化への対応が終了しており、公共建築物全体の耐震化率は約 95%となっています。今後、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された特定建築物（※）等については計画的に耐震化を進めていきます。

※特定建築物

耐震改修促進法により耐震性を確保すべきとされる、多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、小中学校の場合は 2 階かつ 1,000 ㎡以上、幼稚園 2 階かつ 500 ㎡以上、それ以外は 3 階かつ 1,000 ㎡以上の建物が該当します。



4. 管理運営費の状況

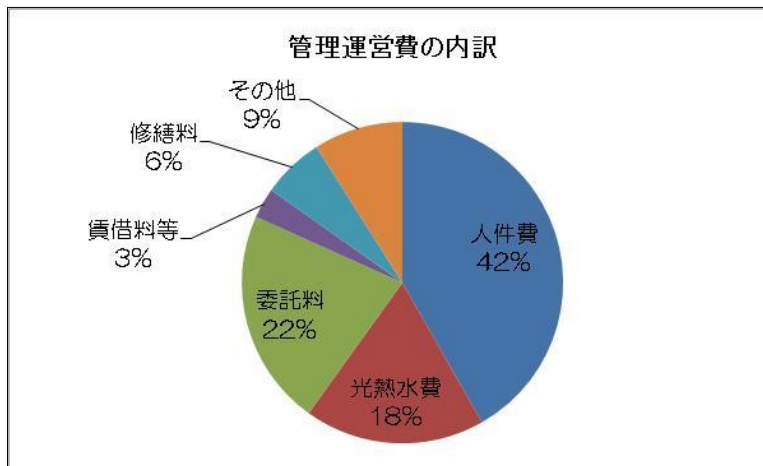
公共建築物全体の年間管理運営費は約 69 億円となっています。

施設の設置目的別の状況を見ると、最も多いのが、環境墓苑施設で約 16 億円、次いで、学校教育施設が約 15 億円と続いています。また、1 ㎡当たりの年間管理運営費は、全体では約 1 万円で、設置目的別に見ると、最も高いのが環境墓苑施設 5.9 万円、次いで文化施設で 2 万円となっています。

大分類	延床面積(㎡)	年間の管理運営費(千円)	1㎡当たりの管理運営費(円)
1. 生涯学習施設	50,484.67	486,441	9,635.4
2. 児童福祉施設	19,305.02	359,486	18,621.4
3. 学校教育施設	270,724.48	1,582,023	5,843.7
4. 文化施設	19,642.24	393,551	20,036.0
5. 市営住宅	98,999.28	232,132	2,344.8
6. 福祉・医療施設	44,168.82	797,740	18,061.2
7. 環境・墓苑施設	27,451.32	1,628,563	59,325.5
8. 商工・観光施設	30,731.49	304,940	9,922.7
9. 農林漁業施設	7,236.49	100,051	13,825.9
10. 庁舎等公用施設	37,026.12	568,191	15,345.7
11. その他施設	16,285.04	415,223	25,497.2
合計	622,054.97	6,868,341	11,041.4

※人件費については、施設の管理運営に要する事務量を年間に従事する総職員数の歩掛（人工）に換算しているため、実際の人件費とは相違しています。

施設全体の管理運営費の内訳は、人件費を除くと施設の管理や保守点検などの「委託料」（「指定管理料を含む」）が最も多く約 14.9 億円（22%）、次いで、光熱水費が 12.4 億円（18%）となっています。



大分類	延床面積(㎡)	年間の管理運営費(単位:千円)						
		総額	人件費	光熱水費	委託料	賃借料等	修繕料	その他
1. 生涯学習施設	50,484.67	486,441	151,244	46,518	186,663	3,430	14,073	84,513
2. 児童福祉施設	19,305.02	359,486	185,111	47,504	73,495	2,279	12,090	39,007
3. 学校教育施設	270,724.48	1,582,023	593,923	284,199	263,474	132,900	64,772	242,755
4. 文化施設	19,642.24	393,551	203,478	51,354	82,225	9,197	9,230	38,067
5. 市営住宅	98,999.28	232,132	72,250	34	12,666	0	142,983	4,199
6. 福祉・医療施設	44,168.82	797,740	156,943	195,376	300,405	7,159	60,701	77,156
7. 環境・墓苑施設	27,451.32	1,628,563	1,122,723	133,695	231,134	7,705	57,277	76,029
8. 商工・観光施設	30,731.49	304,940	80,579	84,005	88,047	31,226	15,257	5,826
9. 農林漁業施設	7,236.49	100,051	14,525	1,832	78,624	14	363	4,693
10. 庁舎等公用施設	37,026.12	568,191	176,948	286,652	41,476	15,866	17,868	29,381
11. その他施設	16,285.04	415,223	110,417	116,595	138,681	238	33,348	15,944
合計	622,054.97	6,868,341	2,868,141	1,247,764	1,496,890	210,014	427,962	617,570

※委託料には、指定管理料が含まれています。

5. 更新費用の推計

更新費用の推計は、一般財団法人地域総合整備財団＜ふるさと財団＞の「公共施設更新費用推計ソフト」を活用して行いました。このソフトは、全国の自治体が保有する公共・公用施設の更新費用を簡易に推計するとともに、わかりやすく可視化することにより公共施設マネジメントなどの導入に寄与することを目的に作成されたものです。多くの自治体が活用していますので、自治体間の比較をする際に役立てることもできます。

① 試算の条件

試算は、平成 27 年 4 月 1 日時点の保有施設について、将来とも同じ面積の施設を保有し、更新することと仮定し、延床面積に一定の更新費用を乗じて試算しています。

・数量

公有財産台帳等に基づく延床面積を用いています。

・更新等の年数及び期間

「建替え」「大規模改修」に関しては、「公共施設更新費用推計ソフト」の条件により以下のとおりです。

なお、これまでに大規模改修を行っている施設については「大規模改修」の経費から差し引くとともに、更新年数や大規模改修実施年数を既に経過している施設については、費用を分散化するため積み残しを処理する期間として 10 年間（ソフト組込済）を設定しています。

建替え：80 年（3 年で実施）、大規模改修：40 年（2 年で実施）

・更新単価

更新単価は、施設の分類別に、以下の単価を使用しています（ソフト組込済）。

例示：社会教育施設	建替え 40 万円/㎡、大規模改修 25 万円/㎡
保健・福祉施設	36 万円/㎡ 20 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡ 17 万円/㎡

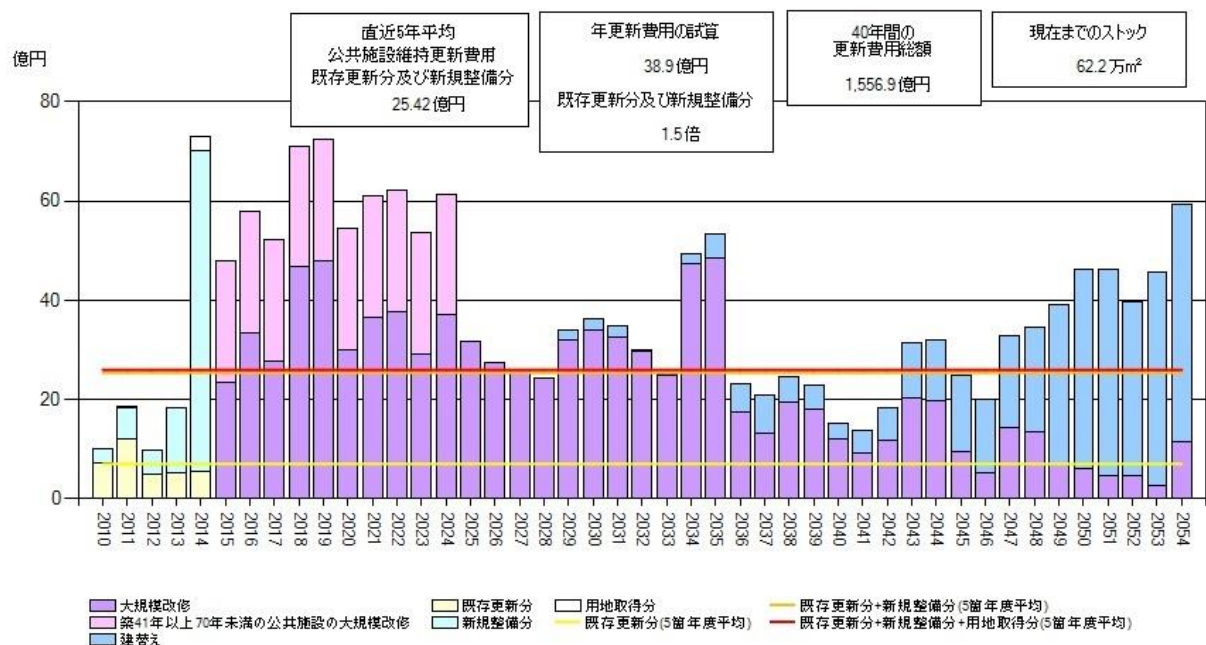
② 試算結果

今後 40 年間の更新費用の推計：約 1,556 億円、年平均：38.9 億円

平成 22 年度から 26 年度までの最近の 5 か年の公共建築物への維持更新費用の平均額約 25.4 億円に比べ、更新に必要な事業費は約 1.5 倍必要（約 13.5 億円不足）となります。単純計算で延床面積の半分近くが更新できない計算になります。

この試算は公共施設更新費用推計ソフトを基に簡易に推計しています。今後整備する「固定資産台帳」を活用するとともに、劣化診断等を実施し、精緻化を図っていきます。

なお、公共建築物の最適化を進めるには長期に亘る取り組みが想定されます。一定の期間ごとに、人口減少や人口構造の変化、市民ニーズの動向などを見極め、計画的に進めます。



主な施設類型ごとの更新費用の推計

(単位: 億円)

大分類・中分類	40年間の更新費用	年間平均事業費	主な施設
1. 生涯学習施設			
(1) 公民館	38.5	1.0	公民館15館(単独館)
(2) スポーツ施設	36.4	0.9	体育館、プール等
(3) 図書館	7.2	0.2	
(4) 集会所	40.8	1.0	
2. 児童福祉施設			
(1) 保育園	36.1	0.9	保育園22園
(2) 放課後児童クラブ	3.5	0.2	放課後児童クラブ(市の専用施設)
3. 学校教育施設			
(1) 幼稚園	24.5	0.6	幼稚園23園
(2) 小学校	368.1	9.2	小学校40校
(3) 中学校	247.8	6.2	中学校12校
(4) 給食センター	9.9	0.2	給食センター6箇所
4. 文化施設(文化ホール)	30.7	0.8	クラギ文化ホール、農業屋コミュニティ文化センター、嬉野ふるさと会館、飯南産業文化センター
5. 市営住宅	244.1	6.1	
6. 福祉・医療施設			
(1) 市民病院	62.1	1.6	
(2) 福祉会館・福祉センター	16.5	0.4	福祉会館、福祉センター
(3) 健康センター・保健センター	10.8	0.3	健康センター、保健センター
7. 環境・墓苑施設			
(1) 清掃工場	33.0	0.8	
(2) 火葬場	7.2	0.2	
8. 商工・観光施設			
(1) 商工振興施設	15.8	0.4	ワークセンター松阪、産業振興センター
(2) 観光振興施設	20.8	0.5	観光情報センター、飯南・飯高地域観光施設
9. 農林漁業施設	15.6	0.4	ペルファーム、森林公園、林業総合センター
10. 庁舎等公用施設			
(1) 本庁舎等	83.7	2.1	本庁舎、分館
(2) 振興局舎・出張所	27.5	0.7	地域振興局舎、出張所
(3) 地区市民センター	19.6	0.5	地区市民センター21館
(4) 消防・防災施設	11.0	0.3	消防防災倉庫・車庫
11. その他施設	35.8	0.9	排水機場、ポンプ場等

第3章 インフラ施設の現状

本市が保有するインフラ施設は、道路・橋りょう・トンネル、水道施設、下水道施設のほか、公園などの施設があり、保有の現状把握等を記載します。

また、平成28年度より固定資産台帳整備を行うのに伴い、インフラ施設の数値等に変更が生じる場合もあります。

1. 道路・橋りょう・トンネル

＜保有の状況＞

平成27年4月1日現在の保有状況は、道路1,836km、6,257路線、橋りょう16km、1,785橋、トンネル485m、3箇所となっています。

道路・橋りょうは、社会・経済活動や市民生活を支える重要なインフラ施設で、安全かつ円滑な交通を確保し、施設の健全性を維持していく必要があります。特に、高度成長期に整備した道路・橋りょうの老朽化が進み、今後、維持管理費の増大が見込まれ、計画的、効果的な維持管理をどのように進めるかが課題となっています。

特に、橋りょう施設の老朽化も全国的な問題となっており、平成26年7月に道路法施行令及び道路法施行規則が改正され、5年に1回、近接目視で施設点検の実施が規定されました。今後、どのように進めるか早急に対策を講じていかなければなりません。

項目	延長	路線・箇所数	面積
1. 道路	1,836.1 km	6,257 路線	9,374,318.3 m ²
1級市道	187.3	102	1,330,958.6
2級市道	185.4	135	944,234.4
その他市道	1,463.4	6,020	7,099,125.3
2. 橋りょう	15,591.8 m	1,785 橋	
1級路線	3,368.5	251	
2級路線	2,201.2	238	
その他	10,022.1	1,296	
3. トンネル	484.7 m	3 箇所	
1級路線	422.0	2	
2級路線	62.7	1	
その他	0.0	0	

これまでは対処療法型の維持管理が中心でしたが、今後は、橋りょうの5年に1度の定期的な点検が義務化されたこと、施設の老朽化が進むことから維持管理費の増加は避けて通れません。

予防保全的な視点から、補修計画を策定し、計画的に進めていくことが必要です。

高度成長期に整備した施設の更新時期が集中してきますので、計画的かつ効果的な維持管理を行い、施設の長寿命化を図っていきます。

2. 水道施設

水道事業については、平成25年に厚生労働省が公表した新水道ビジョンにならい、「時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道」

を実現することを使命とします。

給水開始から 64 年が経過し、普及率も 96%となっている反面、施設の老朽化が進んでおり、更新時期を迎えています。また、近い将来に高い確率で発生が予想される大規模地震に備えるため、主要な施設の耐震化を進める必要があります。

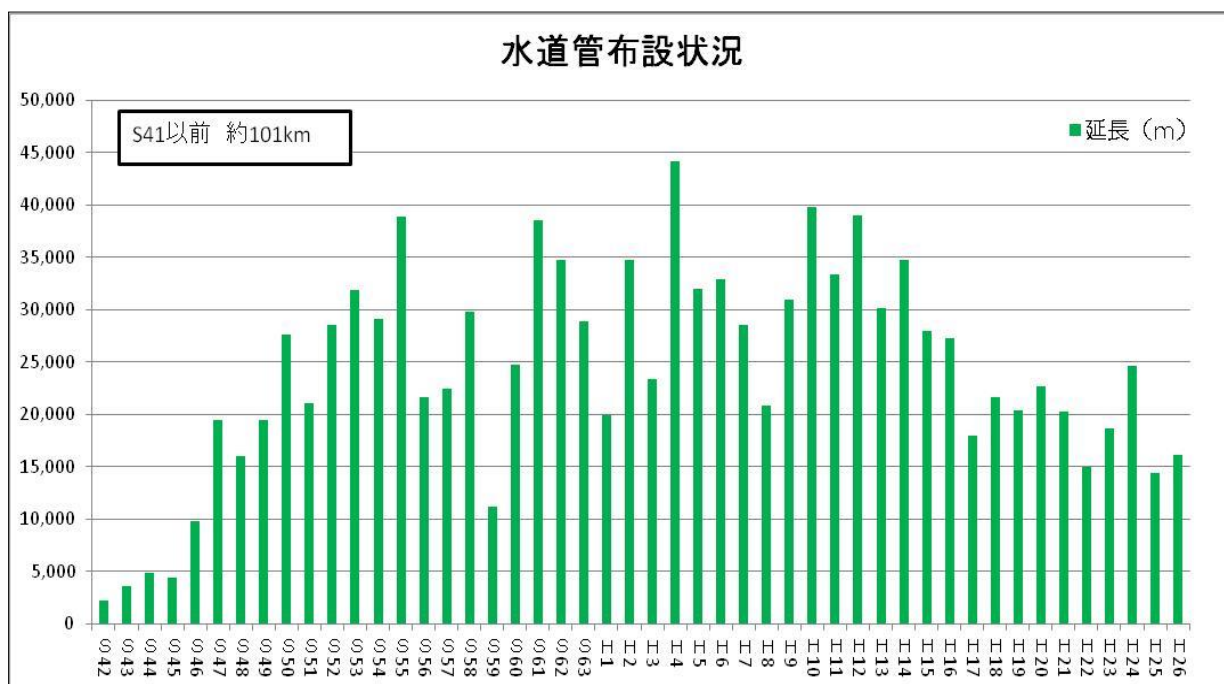
このうち、基幹施設については耐震補強が必要な施設については平成 28 年度で全施設の完了を目指しています。

管路の耐震化については老朽管更新・管路のループ化・バイパス管の布設工事、また道路改良工事や下水道工事等に関連した布設替工事において、耐震管となる整備を行うことが課題となっています。

<保有の状況（水道事業会計分）>

○管路施設

水道管の平成 26 年度末の総延長は約 1,261km、管路の多くは昭和 40 年以降に敷設されています。



3. 下水道施設

下水道施設は、公共下水道施設、農業集落排水処理施設で構成しています。

下水道事業については、「市民の暮らしを支え、まちを育み、環境を守り続ける」ことを基本方針とし、使用後の水を処理することにより、環境衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的とし、また、雨水を速やかに排除することにより浸水被害の解消に努めることを使命としています。

平成 26 年度末においては普及率が約 50.2%と未だに低く、更なる普及率の向上を図る必要があります。汚水施設の整備において、今後も公共性と経済性を考慮しながら、効率的に整備を進めていくことが求められます。また、事業の整備効果を高めるため普及

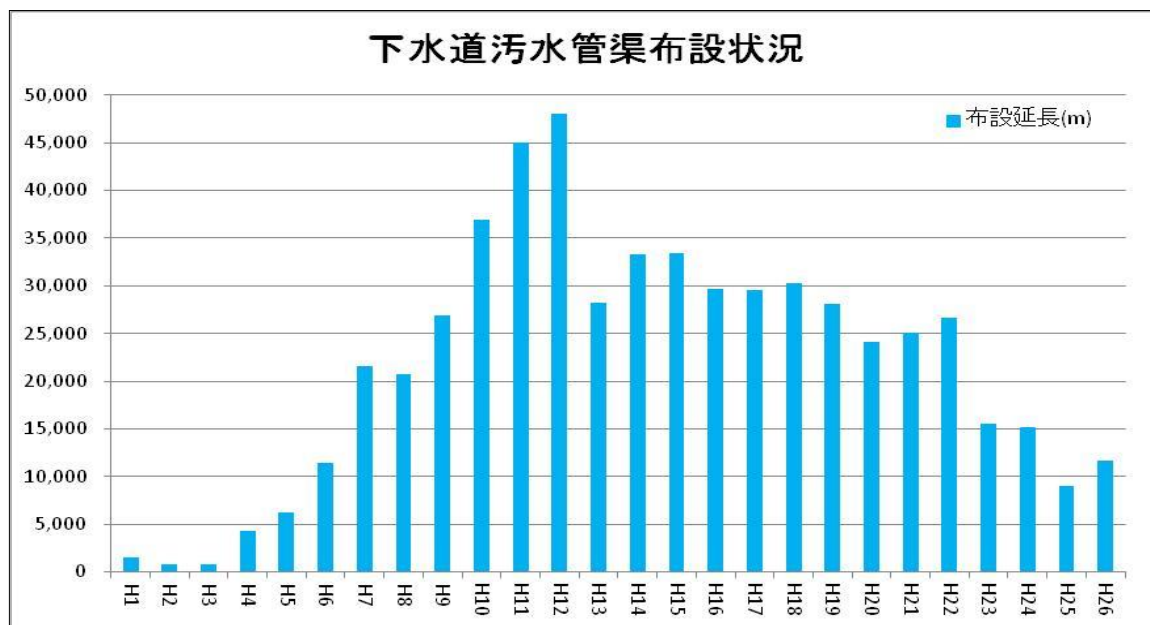
率の向上と同時に水洗化率の向上に努めなければなりません。

雨水施設の整備においては、ポンプ場の排水処理区域内において宅地化が進んできたことから、浸水対策として排水ポンプの増設を進める必要があります。

<保有の状況（公共下水道、農業集落排水事業特別会計分）>

平成 26 年度末の状況は以下のとおりです。

なお、下水道管の総延長 579km で、管渠は平成 3 年度以降に敷設され、法定耐用年数 50 年を経過している管渠延長はありません。



4. 公園

都市計画区域内における公園及び緑地等は、平成 27 年 4 月 1 日時点で総計 500 箇所、総面積 1,727,841 m²を保有しています。その内、都市公園は 418 箇所あり、都市計画区域内人口 1 人あたりの都市公園面積は 9.39 m²という水準です。

公園の日常における維持管理については、小規模な街区公園の除草清掃作業など、地域自治会等の協力を得て、コストを抑えた公園の維持管理を行っていきます。

また、都市公園の利用実態を把握し、利用頻度の少ない遊具等については老朽化に伴い撤去を行うなど、地域自治会とも協議を行っていきます。

トイレ等については、公園の利用に支障が生じないように、点検や清掃を行い適正に管理していきます。

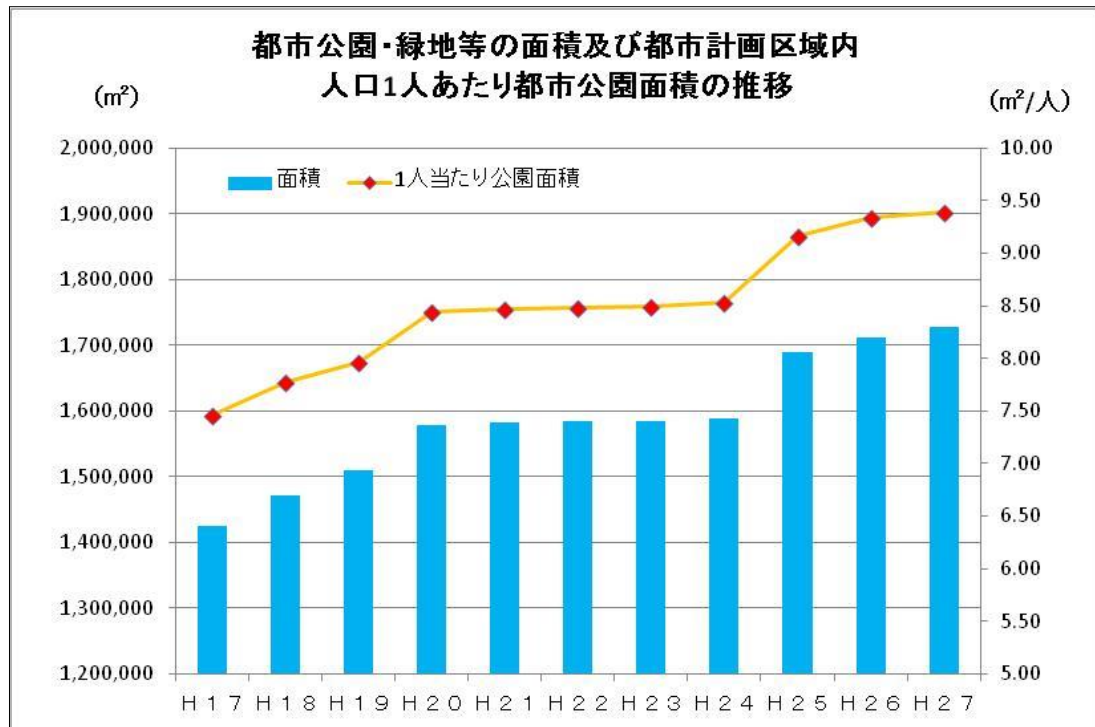
松阪公園については、史跡松坂城跡整備基本計画に基づき整備を進めていきます。

上川町遊歩道公園については、地元自治会との環境整備の協定により造成された公園であり、松ヶ崎公園・高須処分場跡地については、最終処分場の跡地整備施設です。

東屋・トイレ等の建屋や公園遊具等の耐用年数を考慮し、今後も維持していきます。

また、いずれの施設も地域性が極めて高いことから、地域の協力を得て、管理運営を行っていきます。

【都市公園、緑地等の推移】



5. 農道

854 路線、総延長 213km を、保有しています。受益者による維持管理に対し、原材料支給等により支援を行っていきます。

6. 林道

221 路線（林道 157 路線・作業道 64 路線）、総延長 298km（林道 255km・作業道 43km）を、保有しています。森林の有する水源かん養等の公益的機能の持続的な発揮と、森林の適正な管理や効率的な森林整備を進めるため、路網整備を計画的に行っていく必要があります。

7. 河川

市の指定済み準用河川は、95 本、総延長 92km を保有しています。

河川管理施設は、伊勢湾台風後に整備されたことに加え、台風や豪雨災害等、厳しい自然環境の下に置かれている状況にあることから、施設の老朽化の進行による安全性低下や、これに伴う今後の更新費用の増大が懸念されています。

8. ため池

市内には、農業用ため池が 144 箇所あり、耐震化に向けた整備が必要です。これには莫大な費用を必要とし、受益者負担が必要となることから、依然として整備が進まない状況にあります。

近年、大規模地震の発生が危惧されていますが、耐震性、施設の現状などが不明であり、その対策が遅れています。

9. 水門・樋門

水門を 22 箇所保有しています。平成 13 年度から平成 25 年度にかけて漁港保全施設整備事業として樋門（2 箇所）を含む海岸堤防を整備しました。今後は、経年劣化に対応した修繕及び日常点検を進めていく必要があります。

海岸保全施設 L=1,278.1m（内 樋門 2 箇所含む）

10. 水路

基盤整備（圃場整備）を実施した 11 地区については、ベンチフリューム、プレハブ柵渠にて整備されていますが、水路の総延長は 345 km あり、受益者による維持管理に対し、原材料支給等により支援を行っていきます。

11. 港湾施設

築後 30 年以上が経過しているため漁港機能保全計画に基づき計画的な改修を行い、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの平準化を図っていきます。

漁港施設 2 施設（松ヶ崎漁港：第 1 種、獺師漁港：第 2 種）

第4章 公共施設等の見直しにあたっての基本的な考え方

公共施設等マネジメントの基本的な考え方

公共施設等マネジメント 三大原則

- 1 まちづくりの視点から将来の公共施設を考える。
- 2 公共施設の総量を縮減する。(改修・転用・新設を行う場合には、複合化)
- 3 ライフサイクルコスト（LCC）を削減する。

(1) まちづくり

公共施設等の維持・更新・統廃合等のマネジメントを行う場合、将来の本市を想定したまちづくりの視点から考えることを大前提とします。

(2) 公共施設（公共建築物）の保有総量の適正化

公共施設（公共建築物）のあり方や必要性について、人口減少や人口構造の変化に伴う市民ニーズの多様化や財政状況、費用対効果などの面から総合的に検討し、以下の考え方により施設保有総量の適正化を図ります。

- ①合併に伴う類似施設の整理統合を行う。
- ②施設の更新や新設については、原則として既存施設を有効活用（転用）するものとし、施設の総量を増やさない。
やむを得ず新設を行う場合には、同面積以上の既存施設を廃止します。
やむを得ず更新を行う場合には、他の機能との複合化を原則とし、面積は削減します。
- ③民間が実施可能なサービスは、行政が関与することの必要性を十分に吟味し、使用している公共施設の民間への売却や譲渡を含めて検討します。
- ④主たる施設の利用者が地域住民に限定される施設は、地域へ譲渡します。
- ⑤耐震性が低い、確保されない施設など、安全性に課題のある施設については、原則廃止します。
- ⑥インフラについては、必要最小限の整備とし、現状の投資額を堅守します。

(3) 公共施設（公共建築物）の有効活用

市が保有する財産は市民共通の財産であり、税金等の貴重な財源で建設したものであることから、施設の耐用年数やスペースを含めて「使いきる」との発想のもと、最大限有効に活用しなければならない。

新たな機能が必要な場合でも、原則として新規施設の整備でなく、既存施設の用途変更や空きスペースの活用、仮設施設のリース、必要最小限の増築工事等により、以下のように対応します。

- ①施設の利用状況、稼働率を点検し、機能の複合化を図ります。
- ②利用状況・稼働率が低い施設については、有効活用の観点から、当該施設の機能を他の施設に移転し当該施設を廃止するか、他の施設の機能を当該施設に移転させるなどの有効活用を図ります。
- ③大規模改修を実施する施設については、他施設の機能を統合し、新たな拠点施設として再構築します。
- ④機能の複合化に合わせ、施設名称や設置条例などの見直しを行います。
主たる機能が移転することで施設を廃止する場合、他の機能が残っている場合は他の施設に機能を移転します。
- ⑤新たな借地・借家については、まず既存保有施設等の活用ができないか検討し、コスト・利便性等を検討した結果、借地・借家が有効と判断した場合のみとします。
また、既存の借地・借家については、既存施設等の活用等を検討し削減していきます。
- ⑥②・③・④により未利用となった施設の跡地利用（処分を含む）を検討します。

(4) 公共施設（公共建築物）の効率的な運営

施設の建設に伴い必要となる設計・建設から維持管理、修繕、解体・処分までの総コスト（ライフサイクルコスト）が財政に影響を与えていることを踏まえ、必要な機能に対する必要最小限の整備水準とするとともに、施設の管理運営費が最小限となる手法を導入するなど、施設の建設から管理運営にいたる様々な段階を通じて、効率的な運営を図るため、以下のように対応します。

- ①主たる施設の利用者が地域住民に限定されるなど、地域コミュニティの関わりが深い施設については、地域による管理に移行し、将来的には施設を移譲します。
- ②市が直営で実施している公共・公用施設については指定管理者制度や、民間委託化を進めます。その際、入札方法の適正化を図ります。
- ③既に民間委託で運営している施設については、指定管理者制度への移行を検討します。
- ④既に指定管理者制度を導入している施設については、しっかりとモニタリング評価

を行い、サービスの向上、財政効果などの視点から検証します。

- ⑤利用者の拡大を図る一方で効率的な管理運営により収支の改善を図ります（目標値設定）。改善目標に到達しない場合は要因を分析し、改善が困難な場合は統廃合を含めて検討します。
- ⑥大規模施設の更新・新設、大規模改修などに際しては、PPP・PFI などによる民間資本の活用を検討します。
- ⑦今後も継続して保有する施設については、予防保全の考え方に基づく「保全計画」を作成し、施設機能の維持向上に努めるとともに、財源確保を図ります。

（５）インフラ施設への対応

道路や上下水道などのインフラ施設は、市民の生活に密接に関係する施設であり、保有総量を縮減していくことは困難と考えます。

施設の整備にあたっては、社会状況や市民ニーズを的確に把握するとともに、人口減少や人口構造・都市構造の変化を見据えて、真に必要な施設の整備を計画的に実施します。

① 道路・橋りょう等施設

- 道路舗装は、対処療法的な維持管理が多いことから、不具合を早期発見し、早期に対応するため、巡視・点検を行います。
その際、道路等の担当課の職員だけでなく、日ごろ市内に外出する機会の多い職場の職員が道路等の不具合を発見した場合に連絡する方法について徹底を図ります。
- 橋りょう施設については、長寿命化対策などによる更新時期や費用の分散化・平準化を図るため「予防保全型」の管理体制を構築します。
- 既存ストックの健全性を維持していくには、経常的な維持管理費が必要となることから、施設管理の計画化・重点化を図ります。
- 職員がコスト意識を持ち、創意工夫できる仕組みづくりを進めます。

② 水道施設

- 水道事業は料金収入による独立採算を原則とすることから、資産管理は、公営企業の経営的な観点から取り組む必要があり、中長期経営計画を策定し、長期的な観点から健全経営をめざします。
- 施設機能を維持するため、老朽化施設の更新を計画的に実施するとともに、施設の耐震化を進め、災害に強い施設を築いていきます。
- 人口や水需要の変化に対応し、施設規模の見直し、統廃合を検討するとともに、安定した事業運営を行うため、水道料金の定期的な見直しを実施します。
- 施設の効果的な維持管理を行うため、長寿命化を図るとともに、維持コストの縮減を図ります。
- 専門的な技術や知識を有した人材を育成し、安定した施設管理が行える体制を維持します。

③ 下水道施設

- 下水道事業は使用料収入による独立採算を原則としていることから、下水道施設の整備を進めるための中長期的な整備計画、経営計画を策定し、老朽化した施設の更新需要と併せた財政収支の見通しを示すとともに、健全な経営基盤を確立するため、下水道使用料の定期的な見直しを行います。
- 公共下水道の今後の整備方針を示し、整備する区域を明確にします。また、既に公共下水道が敷設されている地域で未接続世帯への啓発を継続して進めます。
- 施設機能を維持するため、老朽化した施設の更新を進めるとともに、耐震化を推進します。また、施設の長寿命化計画を策定し、効果的な維持管理を行うとともに、維持コストの縮減を図ります。
- 専門的な技術や知識を有した人材を育成し、安定した施設管理が行える体制を維持します。

なお、上水道、公共下水道事業については企業会計として独自の施設管理計画、経営計画をたて、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」という公営企業の目的にのっとり、施設管理のマネジメントに取り組みながら事業運営を行っていきます。

第5章 公共施設（公共建築物）の施設類型ごとの今後の方向性

1. 生涯学習施設

（1）公民館

市内の公民館については、松阪、嬉野、三雲、飯南、飯高の旧中央公民館の5館と、40館の地区公民館で構成され、単独館が15館、地区市民センター、出張所等との併設館が30館となっています。

公民館活動は、趣味や個人の教養講座の部分のみが目立ってしまいがちですが、市民の主体的な学びを確保し、その個人の学習を仲間づくり、地域づくりにつなげていくことが求められています。市民が気軽に集まれる憩いの場であるとともに、地域課題や社会的課題の解決につながる諸事業を企画立案し、地域力を高めるための活動拠点にしていくことが重要です。

特に地区公民館は、行政と市民をつなぐ協働の機能を発揮することが必要であり、市内で統一した体制づくりに向けて検討し、施設の管理運営方式のあり方についても地域とも十分協議していきます。

（2）スポーツ施設

スポーツを通して豊かな生活を送る機会を提供するとともに、市民の健康づくりに役立てるため、身近な地域でスポーツを行う場所を提供することを基本的な考え方に、以下のように施設の再配置を行います。

また、施設を効率的かつ効果的に管理運営をしていくために、指定管理者制度の導入を図るとともに、受益者負担の適正化を進めるほか、ネーミングライツの積極的な導入や広告収入など自主財源の確保を図ります。

● 体育館・武道館

ハートフルみくもスポーツ文化センターについては、建築年次も比較的新しく、地域の文化施設として利用されていることから今後とも維持していきます。

嬉野体育センター、飯南体育センター、飯高 B&G 海洋センターについては、利用実態を精査するとともに、周辺の小中学校の体育館の活用状況を把握し必要な改修を行います。

類似施設の松阪市子ども支援研究センター体育室については、利用実態に沿った有効活用の方法を検討します。

武道館については、比較的建筑年次も新しいこと、利用実態も多いこと、市内唯一の施設であることから必要な改修を行って今後とも維持していきます。

● 野球場・ソフトボール場

雲出川河川敷グラウンドについては、土砂堆積の撤去費用に係る費用対効果を検証しながら今後のあり方を検討します。

松阪公園グラウンドについては、隣接する松阪市民病院の駐車場として、また殿町中学校のクラブ活動等で利用していることから、今後のあり方について検討します。

他の施設については必要な整備を行い継続することにします。

● プール

松阪公園プールと流水プールについては、市営プールとして必要性やその位置付けに

について検討していきます。

飯高 B&G 海洋センターについては、利用実態を精査し B&G 財団と今後のあり方について協議します。

- テニスコート

三雲軟式テニスコートを廃止し、東部テニスコートなどの他のテニスコートを含め、中部台テニスコートへ集約できるように今後具体的に検討します。

- 運動公園

中部台運動公園にテニスコートの集約化を図るとともに、芝生広場は、市民憩いの広場、イベント広場として利用します。トリムコースについては、市民の健康寿命の延伸を図るべく、ウォーキングやジョギングコースとして活用します。

- 施設の管理運営

体育館・野球場などすべての施設について指定管理者制度の導入について検討し、効率的かつ効果的な管理運営を行います。事業者の選定にあたっては、スポーツの専門事業者が参入しやすいように、可能な限り一括発注を検討します。

また、施設を利用する市民の受益者負担の適正化の観点から、使用料等の見直しを行うとともに、ネーミングライツの広範な導入や広告収入などにより自主財源の確保を図ります。

（３）図書館

松阪図書館・嬉野図書館については、市民の生涯学習の拠点として、また、市民とまちの知識活動の中心として、必要な改修を行って、今後とも効率的かつ効果的な運営を行っていきます。

なお、三雲公民館図書室、飯南・飯高図書コーナーについては、利用実態を把握し、図書館機能の配置の必要性や移動図書館での対応などを含め、全域サービスのための今後のあり方を検討します。

松阪図書館と嬉野図書館の管理運営については、現在、一括して指定管理者制度を導入していますが、さらに効率的かつ効果的な管理運営を図っていくため、多様な管理運営手法について検討します。その際、三雲、飯南・飯高に配置する図書館機能についても一括した管理運営体制を構築する方向で調整します。

（４）集会所

市内には、教育集会所や地域改善事業補助金により建設された集会所、このほかにも自治組織が設置・管理している施設等があります。これらのあり方については、利用者の安全を第一に考えながら、効率的な施設の活用法等を総合的な観点から検討するとともに、今後も地域が必要と要望した施設については、引き続き利用実態に沿った有効活用の方法を「基本方針」に基づき地域と調整します。

２．児童福祉施設

（１）保育園

市内には、公立保育園が、本庁管内に 14 園、嬉野管内に 1 園及び分園が 1 園、三雲管内

に 2 園、飯南管内に 2 園、飯高管内に 2 園の計 22 園設置されています。また、私立の認可保育園が 14 園設置されています。

本庁管内の公立保育園は昭和 50 年前後に建築された園舎が多く、耐震補強の必要な公立保育園については平成 22 年度をもって全ての耐震補強が完了しているものの、耐用年数を超えた建物が 10 園あり、計画的な保育園の建替え（改築・改修）が必要となっています。

また、低年齢児を中心に待機児童が発生していることから、待機児童対策として保育園の定員増が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市は、認定こども園も視野に入れた公立幼稚園・保育園の一体化を含めた今後の幼稚園・保育園のあり方を検討し、「幼稚園・保育園のあり方基本方針」（仮称）を作成した上で、保育園の再編・統合を図っていくこととします。

なお、あり方を検討するにあたっては、私立の認可保育園の状況や待機児童の状況などを考慮します。

（２）放課後児童クラブ

現在、市内 36 小学校区のうち 31 校区に 33 の放課後児童クラブを設置し、保護者会等（保護者会 29・社会福祉法人 3・住民協議会 1）により運営を行っています（平成 27 年 4 月 1 日付登録児童 983 人）。

施設は、市の専用施設（新築 12・改修等 3）のほか、借用施設（公共 10・民間 5）で運営しています。市の専用施設の内、新築は平成 13 年度が最初で、大半が比較的新しい施設ですが、一部老朽化が進んでいる施設もあり、必要な改修を行っています。

児童数は、少子化等により年々減少傾向にありますが、一方で地域によっては増加している場所もあり、共働き家庭の増加、就労環境多様化などから放課後児童クラブの需要がさらに高まっています。

全小学校区（36 小学校区）をカバーすることを目指します。そうした中で、状況に応じた複数校区での実施を進めます。一方、利用児童の増加により待機児童の発生が見込まれることから、小学校の余裕教室の活用を図るとともに、既存の公共施設を転用するほか、地域の集会施設などを一時的に借り上げるなど様々な工夫を講じて定員の拡大を図っていきます。

運営については今後も保護者会等と協働していくとともに、社会福祉法人等の民間団体への委託も検討していきます。

（３）児童センター

児童センターは、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操豊かな心身と健やかな児童に育成するとともに、子ども会・母親クラブなどの地域組織活動の育成・助長を図るため昭和 55 年に開設しました。

平成 21 年度に耐震補強工事を行いました。施設自体は 36 年が経過し老朽化が進行しています（平成 27 年度末時点）。また、駐車スペースがなく、自動車での来館に制約が生じています。

児童センターは、児童の健全な遊びの場として、また、子育て世代の交流や相談の場として設置されましたが、その後、みえこどもの城や子育て支援センター・子育てひろばが

拡充され、また、放課後児童クラブの設置が進むとともに子どもの遊びも多様化するなかで、子ども・子育てにかかる施設の利用実態を精査し、子育て支援センター等の機能の拡充を図ることを含め、今後のあり方について検討します。

3. 学校教育施設

(1) 小学校

市内の小学校 40 校（うち、休校 4 校、市民病院分校除く）のうち、校舎・体育館等の主要建物が建設から 50 年以上経過している学校が 4 校、40 年以上 50 年未満経過している学校が 7 校、30 年以上 40 年未満経過している学校が 22 校あり、施設の老朽化が進展しています。（※ただし、休校の学校は除く。また棟[本館、新館等]により建築年数が異なることから上記の校数において一部重複あり）

児童数が減少するなかで、単学級や複式学級が生じている学校区が生じている実態や、普通教室に余裕が生じている実態を明らかにし、児童の教育上の配慮や社会性の確保の観点から小学校の適正配置について教育委員会としての考え方を整理する必要があります。

校舎の建替え、大規模改修については、小学校の統廃合の状況を踏まえて、長寿命化計画を策定するなかで対応することになります。

(2) 中学校

市内の中学校 12 校のうち、校舎・体育館等の主要建物が建設から 50 年以上経過している学校が 2 校、40 年以上 50 年未満経過している学校が 6 校、30 年以上 40 年未満経過している学校が 6 校あり、施設の老朽化が進展しています。（※ただし、棟[本館、新館等]により建築年数が異なることから上記の校数において一部重複あり）

生徒数が減少するなかで、単学級や普通教室に余裕が生じている実態を明らかにし、生徒の教育上の配慮や社会性の確保の観点から中学校の適正配置について教育委員会としての考え方を整理する必要があります。

校舎の建替え、大規模改修については、中学校の統廃合の状況を踏まえて、長寿命化計画を策定するなかで対応することになります。

(3) 幼稚園

市内の幼稚園 23 園のうち、3 園が休園となっています。築後 50 年以上経過している幼稚園が 2 園、30 年以上 40 年未満経過している園は 6 園あり、施設の老朽化が進展しています。

今後も児童数の減少が見込まれること、共働き世代が多くなる中で保育に対する需要が増大すること、子ども・子育て新制度での新たな対応が求められていることなどを踏まえ、認定こども園も視野に入れた公立幼稚園・保育園の一体化を含めた今後の幼稚園・保育園のあり方を検討し、「幼稚園・保育園のあり方基本方針」（仮称）を作成した上で、幼稚園の再編・統合を図っていくこととします。

(4) 給食施設

嬉野学校給食センターは昭和 47 年 3 月稼働、三雲学校給食センターは昭和 52 年 9 月稼

働施設で、ともに築 30 年以上経過しており、建物の老朽化も進んでいることから、嬉野学校給食センターと三雲学校給食センターを統合した新たな調理場の新設を進めます。

飯高等学校給食センター宮前調理場は昭和 55 年 8 月稼働で、築 30 年以上経過し、施設の老朽化も進んでいることから、今後の児童生徒数の減少の状況や飯南学校給食センターから近距離に位置することなどを考慮し、現飯南学校給食センターとの統合を進めます。

香肌小学校の給食については、当該学校が、へき地教育振興法に基づく『へき地 2 級』に指定されており、給食提供においても特別な配慮が必要となることから、単独調理場の整備について検討します。

（５）子ども支援研究センター

子ども支援研究センターの施設には、不登校児童生徒の集団生活への適応、基本的生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行う教育支援センター、外国人児童生徒の初期適応指導を行う「いっぽ教室」、市内のパトロールなどを通じて子どもたちの健全な成長を図る松阪市青少年センターがあります。不登校児童生徒への適応指導教室については、他に施設として「うれしの教室」があります。

子どもたちの成長を支えるためのしくみづくりが急務となっている中、子ども支援研究センターの施設を利用する各課で連携を図りながら、機能のあり方について検討します。また、適応指導教室については、不登校児童生徒に対する取り組みを展開する場所として市内 2 カ所で実施する必要性について検討します。

なお、子ども支援研究センターに設置されている体育室の貸し出し業務のほか、施設の維持管理に関する業務については、学校支援課が実施している一方で、当施設内にはクラギ文化ホールの事務所も設置され、職員がホールの貸出業務を行っています。このように、現在それぞれに施設の管理運営を行っている現状を鑑み、より効率的な管理運営手法について検討します。

4. 文化施設

（１）文化センター

文化活動の主役は市民であり、行政の役割は市民の活動の場と機会を提供することを基本に、以下のように対応することとします。

4 つの施設については、耐震化や耐用年数の観点から当分の間、継続して使用することは可能なことから必要な改修を行って継続使用しますが、今後、大規模な改修が必要になった場合は、クラギ文化ホールと農業屋コミュニティ文化センター、嬉野ふるさと会館が至近距離に設置されていること、ホールの規模も類似していること、嬉野ふるさと会館の周辺には百人規模の講演会や研修会が開催できる施設があることから、効率的な配置を図っていきます。

飯南産業文化センターについては、過疎地域にあり、ホール機能をもった施設が周辺に見当たらないこと、施設の利用状況が公民館の活動の一環として使用されていることから必要な改修を行って継続使用します。

施設の管理運営は直営で行っていますが、各館がそれぞれ独自に企画運営していることから、プロデュース機能を担う組織・人材を配置するとともに、各館の管理運営を一元化

できるよう指定管理者制度の導入を検討します。

また、施設を有効活用するため、クラギ文化ホール及び農業屋コミュニティ文化センターのリハーサル室について、単独での貸し出しを行います。

施設の使用料については、受益者負担の適正化の観点から使用料及び減免制度の見直しを行います。

なお、嬉野ふるさと会館の2階に考古館が設置されていますが、受付や専門的な人材の配置もなく、利用実態が少ない状況です。埋蔵文化財をはじめ貴重な市の歴史資料が展示・保存されている状況から、文化財センター等一元化することを検討します。

※ハートフルみくもスポーツ文化センターについてはスポーツ施設に掲載しています。

（２）文化財施設

各施設については基本的に現状維持とします。

文化財指定等の建造物は、その文化財価値の維持・向上と、諸課題（老朽化対策、バリアフリー化、利便性向上、耐震補強、防災・防犯等）の解消との両立を目指します。

文化財指定等に非該当の建造物は、それ自体の文化財価値を考慮する必要はありませんが、史跡等の文化財区域内に立地する場合は、史跡等の文化財価値を損なうことのないように取扱います。

管理運営については、効果的かつ効率的な管理運営体制を検討します。

施設の維持管理費を賄うため、入場料等のあり方について検討します。

（３）プラザ鈴

プラザ鈴は、働く女性や一般家庭における女性の生活の向上、福祉の増進を図る施設「働く婦人の家」として、昭和60年4月に開館しました。その後、平成10年4月に「プラザ鈴」に名称変更し、男女が共に仕事と育児・介護を両立し、充実した職業生活、家庭生活を送れるよう、男性向けの講座も開催し、男女共同参画意識を育てる拠点として、各種講座の開催、相談業務、託児業務及び貸し館等の業務を行っています。

施設（4階建て、1階部分民間有料駐車場）は、建設から30年が経過しており、内外共に修繕が必要となっていますが、エレベーターがなくバリアフリーが未整備なため、これらを含む概算費用が3億円を超えること、各階に多目的トイレや男子用トイレを増設するスペースが不足すること、民間からの借用地に今後も毎年3百万円を超える支出を余儀なくされることなどを総合的に勘案すると、当該施設を廃止し、解体撤去することにします。

なお、現在実施している男女共同参画の視点からの講座等については、市内の各公共施設を活用して充実・強化を図っていきます。

また、活動グループの講座生の受け皿については、公民館等他の施設で実施できるよう調整し、市民サービスに支障が生じないように配慮いたします。

５．市営住宅

平成27年度当初の市営住宅の入居戸数は1,396戸（入居率83%）で、ここ10年間減少し続けており、今後も減少していくと予想されます。

そこで、市営住宅1,676戸のうち耐用年数が経過するなど老朽化が進行している市営住

宅については、新たに建替えるのではなく、耐用年数が 30 年～50 年程度残っている中層及び低層耐火構造の市営住宅 970 戸と必要に応じて市が借り上げた民間アパートに、徐々に住替えていただき、用途廃止を図っていきます。

具体的には、老朽化が進む市営住宅のうち、耐震診断未実施の木造住宅 10 戸については、入居者の安全確保のためにも 5 年以内に住替えていただくよう促し、簡易耐火構造平屋建て 114 戸および簡易耐火構造 2 階建て 546 戸のうち小集落改良住宅 284 戸を除く 262 戸は、新たな入居の募集は行わず、10 年～30 年程度先を目途に住替えていただくことを検討していきます。

特に、上川団地 49 戸と宝塚団地 89 戸については、15 年程度先の下水道の供用開始に伴う活用に制約があることから、早急に入居者の意向を把握し、住み替えていただくためのスケジュールを検討する必要があります。

また、小集落改良住宅のうち 2 戸が繋がっている東町改良住宅 194 戸やこだま団地 73 戸については、現入居者の意向や実態を十分に把握しながら入居者への譲渡などを検討します。

その他の課題としては、少子高齢化など社会情勢に応じた効果的で効率的な運営を図るため、風呂設備の標準化や指定管理者制度の導入などを検討するとともに、住宅使用料や駐車場使用料のあり方についても、負担の公平性の観点から検討する必要があります。

6. 福祉・医療施設

(1) 福祉会館

福祉会館は、昭和 54 年に建築され約 36 年（平成 27 年度末時点）が経過し、建物及び設備の老朽化が進んでいます。また、平成 14 年に実施した耐震診断でも耐震基準に適合しないとの判定が出ています。

施設の利用状況は、社会福祉協議会が事務室や介護保険事業の居宅介護支援事業所及び保護司会の事務室等として使用しているほか、各種福祉関係団体が会議室等として使用しています。また、心身の発達が気になる又は障がいのある児童が利用する療育センターとしても使用されていますが、平成 28 年 10 月に新たな施設において開設することになっています。

福祉会館の設置目的は、心身に障がいのある方のための施設として、日常生活訓練、機能回復訓練の場とともにボランティア団体及び社会福祉に奉仕しようとする団体等の拠点の場として提供することになっています。

現状では、福祉会館は、会議や交流などの目的で多くの市民や福祉関係団体が利用しています。館内には社会福祉協議会の事務所が設置されていることから、利用する市民や福祉関係団体と社会福祉協議会が協働、連携、情報交流などを行っています。

施設は老朽化が進み、耐震補強には多額の投資が必要となるなかで、福祉会館の建物は除却を含めて検討するものの、機能の重要性は大きく、存続は必要であることからその手法について検討します。

(2) 隣保館

施設の設置目的を勘案した上で利用実態を把握し、今後の施設の管理運営について、地

域や関係者と協議します。

（３）老人福祉センター

① 老人福祉センター

老人福祉センターは、昭和 48 年に建築され約 42 年（平成 27 年度末時点）が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでいます。また、耐震補強は必要とされているものの未実施であり、バリアフリーの対策も急務となっています。

施設の利用状況は、各地域の老人クラブ加入者の減少はみられますが、各種任意クラブや個人の利用は増加傾向であり、1 年を通じて施設利用がされています。一方で、地域には公民館や地区市民センター、集会施設のほか、多くの公共施設が設置されており、高齢者の多様ないきがい活動を支援する取組も行われています。このようなことから、施設のあり方については、廃止も踏まえ、老人福祉センター運営委員会に諮り協議しながら検討します。

② 飯高老人福祉センター

老人クラブ及び公民館活動、地域の自治会に会議室等を無料で提供し、地域において活動の場として大きな役割を果たしています。2 階の図書室を放課後児童クラブに提供しています。また、住民協議会の事務所も置かれています。

一方、飯高管内には、飯高高齢者生活福祉センターが設置されています。それぞれの立地場所や利用実態を精査し、過疎地域であることを念頭に、今後のあり方を検討します。

あわせて、今後の管理運営について指定管理者の導入を含めて検討します。

（４）高齢者生活福祉センター

過疎地域にある飯南・飯高地域の高齢化はさらに高まり、福祉サービスに対する需要が増大していくことが想定されます。

必要な時に、必要なサービスを提供していくことは行政の責務であることから、各施設については、今後とも維持していくこととします。

各種サービスを提供する事業者の確保は、過疎地域であることが故に厳しい状況にはありますが、介護保険事業や障がい者の就労継続支援 B 型事業については一定の要件を満たしていればどの事業者の参入も可能なことから、適正な競争環境の中で事業者の選定を行っていくことにします。

また、介護保険事業については介護報酬の中で、就労継続支援 B 型事業については国の補助体系の中で、それぞれ事業所の設置費用も算入されていることから、指定管理者から施設の管理運営費に相当する適正な費用の徴収を行います。

（５）障がい者関係施設

① 療育センター

心身の発達が気になる又は障がいのある児童への発達支援の取り組みは喫緊の課題となっていることから、平成 28 年 10 月に福祉会館から新たな施設に移転して事業を展開していきます。

事業の実施にあたっては、子どもたちやその家族の思いが叶えられるよう、機能訓練、基礎的な生活訓練、社会適応訓練、家族の悩みの軽減や解消への相談支援などに取り組みます。また、施設や設備の充実だけでなく支援者側の人材の育成・確保にも力を注ぎ、子どもたちのライフサイクルに応じて、途切れることなく適切な支援に取り組みます。

② 障害者福祉センター

障がいのある方が通所により、創作的活動・機能訓練・レクリエーション等を行う施設として平成4年4月に開設された施設で、約23年（平成27年度末時点）が経過しており小規模修繕が増加しています。

障がい者福祉を推進し障がい者の社会参加を一層促進すること、障がい者の生活支援の施策に障がい者団体等が積極的に関わることで、これらの拠点として、その役割は重要であることから当該施設は必要な修繕及び改修を行うことにより継続使用をしていきます。

（6）市民病院

市民の健康づくりを担う上で公立病院の果たす役割は極めて重要と考えます。しかし、市内には市民病院のほか松阪中央総合病院と済生会松阪総合病院の総合病院が設置されていることから、3病院が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。市民病院が地域住民から信頼され安全・安心な医療を提供していくために、今後も黒字化を図る諸改革を進め、病院経営の健全性を確保していくとともに、必要な改修や設備等の更新を行っていきます。

また、超高齢社会を控え、市民病院は、在宅の高齢者が安心して暮らしていける地域の支えになることが求められます。福祉・介護・保健・医療の連携がとれた地域包括ケアシステムの確立に市民病院の果たす役割は重要になることから、その仕組みづくりに率先して取り組むとともに、地域医療を担う立場から、在宅医療やへき地医療の要請にも応えられる機能や施設の整備を検討していきます。

さらに、将来の医療需要を見据えた医療機能の分化・連携を進めていくための地域医療構想の策定を踏まえ、目指すべき医療提供体制のあり方を検討していきます。

（7）地区診療所

本市として、過疎化が進む飯南・飯高地域の地域医療のあり方について、保健・福祉・介護・医療が連携した地域包括ケアシステムづくりを含めて検討していきます。その際、地域医療を支えるうえで極めて重要な位置付けとなる市民病院の役割についても明確にしています。

一方、波瀬診療所については手狭なうえ、必要な設備が整っていないことや他の診療所も老朽化や耐震化への対応が必要となっていること、人口の減少が進んでいることなどから、交通手段の確保などの環境整備を図りながら、機能の統合について検討します。

また、飯高歯科診療所については近隣に民間の歯科医院が開業したことから、状況を見ながら閉所を含めて検討します。

与原地域の診療所については、診療所へ出向いている医師の地域医療への熱意により運営されていますが、担当医師の高齢化、後継医師不在の問題もあることから、交通手段の

確保などの対策を講じながら、現在の利用者に順次市内の医療機関へ通院いただくよう理解を求め、将来的には廃止の方向を検討していきます。

医師住宅については老朽化・耐震化への対応が必要なことから、周辺の民間住宅の借り上げを含めて必要な対応を図っていきます。

（８）健康センター

健康センターは、保健事業の企画・調整等を担う拠点としての役割と、本庁管内における身近な相談や支援をする保健センターの機能を併せ持ち、４ 地域振興局の保健センター等と連携しながら健康づくりをすすめています。

新健康センターの開設により、本市の保健サービス及び休日夜間応急診療の充実を図ります。

嬉野・三雲・飯南・飯高の各地域の保健活動、相談事業等については、市民サービスの提供に支障が生じないように、各保健センター等に必要な人員を配置して市民からの相談等への対応を図っていきます。なお、三雲保健センターについては、嬉野保健センターに職員を集約し、業務の効率化を図るとともに出生数の増加など地区特性を活かし、母子保健事業の強化などを実施します。

現保健センターの施設のうち、建替えを行う健康センターについては除却し、駐車場として使用します。

嬉野・三雲・飯南・飯高の各保健センターについては、必要な改修等を行って引き続き使用し、年間の健診事業等の活動予定計画に基づき保健事業に必要なスペースを優先確保する一方、それ以外の時間帯については他の機能に使用し、施設の有効活用を図ります。

上記の考え方に基づく、新しい保健事業の展開計画（仮称）を策定します。

なお、嬉野保健センターについては振興局舎と併設されていることから、振興局のあり方の検討結果を踏まえて、他の機能との複合化等について検討します。

三雲保健センター（ハートフルみくも）は、社会福祉協議会を指定管理者に指定し、施設の管理運営を行っていますが、社会福祉協議会は介護保険の事業者として、また、障害者総合支援法に基づく事業者として、デイサービス事業や就労継続支援Ｂ型事業を実施し、一定の収入を確保しています。民間社会福祉法人が同様の事業を実施する場合には自ら事業所を確保するなかで、公共施設を使用する社会福祉協議会とは公平性の観点から課題があることから、当該施設については社会福祉協議会に譲渡するか、引き続き指定管理者として施設の管理運営を行っていく場合には適正な使用料・維持管理費の負担を求めています。

飯南ふれあいセンターは、高齢者・障がい者福祉施設で、保健事業や子育て支援センターの運営を行う複合施設であり、社会福祉協議会を指定管理者に指定し、施設の運営を行っており、地域福祉の拠点施設として総合的にあり方を検討していきます。

飯高保健センターは、森診療所及び森出張所を含めて、総合的に今後のあり方を検討します。

健診センター（ピーす）については、医師会を指定管理者に指定し、管理運営を行っていますが、指定管理料は無償となっており、特定健診などにより一定の収入を確保しています。予防事業を中心とした保健施策の充実を図るため、医師会が自主的な事業を推進で

きるように協議していきます。

7. 環境・墓苑施設

(1) 清掃施設

① 松阪市クリーンセンター

平成 46 年度までの運転維持管理委託契約に基づき、市の監理のもと計画的に実施します。また、平成 47 年度以降の契約に向けて、延命措置（大規模修繕）や更新等、施設のあり方について検討を進めます。

② 松阪市リサイクルセンター

循環型社会を目指す上で 3R 等の情報発信を始め、学習支援や団体の育成の拠点としています。また、資源物の選別・圧縮梱包を行うなかで、品質の確保や効率的な作業を行えるように、計画的な施設の更新を検討していきます。

収集基地としても重要拠点であるため、旧破碎処理施設跡地についても、有効な利用ができるよう、検討を行っていきます。

③ 松阪市一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づき、埋め立て供用中並びに埋め立て完了後についても適正に維持管理を行っていきます。

当初の計画では、平成 26 年度で埋め立てが終了する予定でしたが、平成 26 年度末の段階で全体の 64%の埋め立て量となっており、埋め立てが完了するまで計画を延長し、跡地利用の整備計画に加え、新たな最終処分場の建設も含めて、一般廃棄物の最終処分の方向性を検討していきます。

④ 三雲リサイクルセンター

ごみ処理一元化後も資源物持ち込み施設として多数利用があり、資源物拠点収集場所を利用できない住民の利便性も考慮し、当面は、資源物一時保管施設として運営していきますが、将来的には松阪市リサイクルセンターと合わせて、ごみ処理基本計画のなかで施設のあり方について検討していきます。

⑤ 飯高資源ステーション

ごみ処理一元化に伴い、平成 26 年度に資源ステーション（宮前・川俣・森・波瀬地区）の増築工事を行い、9 品目の受け入れを行っています。今後は、住民へのリサイクル意識の向上を図り、ごみの減量に取り組んでいくため、安定的な施設の維持管理を行っていきます。

(2) 斎場・火葬場

本市は、合併前より整備されている篠田山斎場、嬉野斎場の 2 斎場と篠田山、嬉野、三雲、飯南の 4 火葬場のほか飯高管内に地元運営による 5 箇所の火葬場が設置されています。

火葬場は、原則として、経営主体は地方公共団体とされており、市民にとって必要不可欠な公共性の高い施設として管理運営されています。

しかし、いずれの火葬場も、経年変化による施設全体の老朽化や長期稼動に伴う機能の低下による維持管理費の増大や地元協議による制約などのさまざまな問題を抱えており、今後計画的に整備する必要があります。

このため、これらの火葬場の施設・整備内容・利用実態等について把握・整理し、長期的な視点に立った「火葬場整備基本計画」を策定し、これに基づき既存施設の整理統合などの火葬場の適正配置に向けて、マネジメントを進めていきます。また、管理運営については、現在、一部業務委託を伴う直営で実施していますが、多様な管理手法について検討を行い、最も効率的な管理運営手法を選択します。

8. 商工・観光施設

(1) 競輪場

競輪場は、市財政に貢献するとともに市民の雇用機会を創出しています。また、多くの競輪愛好者から親しまれています。このために、より安全で利便性を高めた快適な空間を提供していくことが必須となっており、施設改善について中長期の整備計画を策定して改修を行います。

川越場外車券売場は、立地等条件も良く競輪場と一体となる不可欠な存在であります。施設は主に平成 17 年建築の棟を使用しており継続した維持管理を行い、全体的には競輪場同様の考え方で改修を行います。

(2) 産業振興センター

産業振興センターについては、民間企業や各種団体、松阪市による事業などで多くの利用があることから、今後も貸館業務を中心に利用者の利便性向上をはかり、中心市街地の小規模ホールとしての多目的な活用のあり方を検討していきます。

飯高産業振興センターは、敷地内にある農産物加工所、飯高味噌加工所とも一体的に機能させ、原材料の入荷から加工、商品開発、販売などを総合的に展開する六次産業化をめざすなど、飯南・飯高地域の地場産業の開発拠点にしていきます。当施設は、生産者団体の創意工夫が活かされる仕組みづくりや、市民への貸館業務も行っていますが、生産者団体の規模が小さく施設も老朽化していることから施設の移譲は困難であるため、地域の実状を鑑みながら当面は直営により施設の維持管理を図っていきます。

(3) ワークセンター松阪

ワークセンター松阪は、松阪市労働会館と松阪市勤労青少年ホーム、松阪勤労者総合福祉センター、松阪勤労者体育施設からなり、直営で運営し各種講座や文化事業、レクリエーション事業や保健体育事業等を実施しています。

施設については、築 20 年を超えて老朽化が進んでいますが、新耐震基準で建設された施設でもあります。

年間の利用状況は、全体で約 3,800 件、約 112,000 人と多くの市民が利用しています。勤労者の総合福祉を担う施設として、勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上と、勤労青少年の健全な育成等を図るため、今後、関係団体とも協議して施設のあり方について検討していきます。

(4) 観光情報センター

本市が観光都市として発展していくためには、松阪駅の乗降客に対して市内の歴史や食

文化、魅力などを的確に案内できる場所や人材の確保が必要となります。現在検討している観光交流拠点形成するなかで、ガイドボランティアとの連携や案内情報の提供などソフト面の対策を、関係機関の協力や専門家の知見等を活用しながら進めます。

一方、観光情報センターの施設については狭あいな状況で、物理的な制約もありますが松阪駅直近という優位性を生かすとともに、市と観光協会との役割分担を明確にし、施設のあり方について検討していきます。

（５）飯南・飯高地域観光施設

飯南・飯高地域の観光施設については、平成 26 年 3 月に、飯南・飯高地域観光施設あり方検討委員会から答申書が提出されています。

今後は、この答申書を尊重し見直しを図っていきます。

◆松阪市リバーサイド茶倉（リバーサイド茶倉、道の駅 茶倉駅）

道の駅茶倉は、施設の老朽化に加え、昨今は利用需要が低下しつつあるものの、飯南飯高地域の東の玄関口の総合案内機能としての役割は大きいことから、これを強化し、地域全体の情報を提供していく施設として位置付けて、指定管理者制度による運営管理を継続します。

リバーサイド茶倉は、施設の老朽化、利用需要の低下、飯南飯高地域には、類似施設があるなどの理由から総合的に判断して、本施設は民間事業者、または地域団体に施設を移譲する方向で検討を進めていきます。移譲にあたっては、財産の保有のあり方や経営支援のあり方について、地域も含めて協議していくものとし、施設の移譲が実現するまでは、指定管理者制度による管理運営を継続していきます。今後は、移譲を前提に検討を進めていきますが、移譲ができない場合においては、地域の公園としての活用も視野に入れて検討します。

◆松阪市飯高地域資源活用交流施設（道の駅飯高駅）

本施設は、指定管理により飯南・飯高地域の観光拠点として運営しており、中山間地の雇用促進と地域農産物の販売などによる収益も増加傾向になっています。平成 16 年に整備された施設であり施設修繕などの課題がありますが、温泉を有する立地条件などから更なる集客が期待できます。今後において、経営安定計画・施設修繕計画および出資形態の見直しを行い、経営基盤の安定化を図るとともに、将来的により効果的な施設経営のあり方を検討していきます。

◆松阪市宿泊施設スメール

本施設は、施設の老朽化、利用需要の低下などの課題に加え、第三セクターである現指定管理者の累積損失が大きく、経営改善に向けた観光事業者との業務提携も進められていますが経営安定化には至っていません。今後、施設設備等の修繕費が大きくなると予想されることから指定管理者制度を廃止する方向で検討します。施設を民間事業者に移譲する場合であっても、地域振興等に配慮するとともに、宿泊施設スメール周辺一体の有効活用を併せて検討していきます。

◆松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設（つつじの里荒滝）

施設の老朽化、利用需要の低下、地域内に類似施設があるなどの理由から総合的に判断して、本施設は民間事業者または地域団体に施設を移譲する方向で検討します。移譲

にあたっては、財産の保有のあり方や経営支援のあり方について地域と協議していくこととし、民間事業者または地域団体に施設を移譲するまでは、指定管理者制度による管理運営を継続します。

◆松阪市飯高奥香肌峡林間キャンプ場

施設の著しい老朽化、利用需要の低下、地域内に類似施設があり指定管理者の公募をしても応募がないなどの理由から総合的に判断して本施設は廃止し取壊した上で借地を返還します。

◆松阪市飯高グリーンライフ山林舎

施設の老朽化、利用需要の低下、地域内に類似施設があるなどの理由から総合的に判断して、本施設は民間事業者または地域団体に施設を移譲する方向で検討します。移譲にあたっては、財産の保有のあり方や経営支援のあり方について地域と協議していくこととし、民間事業者または地域団体に施設を移譲するまでは、指定管理者制度による管理運営を継続します。

◆松阪市飯高総合案内施設

施設の老朽化、利用需要の低下はあるものの、西の玄関口の総合案内機能としての役割は大きいことからこれを強化し、市・地域の観光情報を中心に提供していく施設として位置付け指定管理者制度により効果的な管理運営を進めていきます。

9. 農林漁業施設

（１）松阪農業公園ベルファーム

市民をはじめ、本市内外から多くの集客があり、特に、指定管理者が自ら設置した生鮮市場によって、リピーターが多くなっています。

また、園内ではレストランなどの営業も活発化しているとともに、定期的なイベントの開催など、指定管理者が様々な工夫を講じて集客を図っています。

その結果、ベルファームの収支も黒字に転換でき、工夫を講じることで、さらに経営の安定化が可能と考えられます。

現在、10年間の指定管理期間の中で、制度の効果を十分に発揮しており、期間終了後も現行制度による管理運営を基本として、事業者と協議し検討していきます。

また、地産地消を推進し、庭園ボランティア等も活動しており、今後も地域・市民が支える「ベルファーム」として育てていくことも視野に入れて、今後のあり方について検討していきます。

（２）森林公園

自然に親しむ環境を市民等に提供し、森林資源の活用を図る施設として、管理棟やバンガロー棟、共同浴場などがあり、築後15年から当初のものは30年近くが経過し、全体的に老朽化が進んでいる状況であり、計画的に修繕等を行い、適正な維持管理を行うことで健全な施設として利用していただいております。指定管理期間がある平成32年度までは現状の施設等利用形態を維持し、平成33年度以降の施設のあり方について、平成30年度までを目途に、更新費用などを勘案し、また、利用実態や地域の関わりなどを考慮する中、施設利用形態の見直しなども視野に含めて検討していきます。

（３）林業総合センター

① 松阪市飯南林業総合センター

施設の利用状況を見ると、市の主催事業等はなく、当該施設に併設して事務所機能を有する松阪飯南森林組合が専用で使用している状況です。

今後、市が主催して事業等を実施する状況が生じたとしても、周辺に設置されている他の公共施設で対応が可能であり、「松阪市飯南林業総合センター」を松阪飯南森林組合に譲渡します。

なお、譲渡にあたっては、必要な改修を行い、良好な状態にして引き渡します。

② 松阪市飯高林業総合センター

現状は、波瀬出張所、波瀬診療所、公民館、住民協議会等の利用が大半を占めており、波瀬地区の行政及び地域活動の拠点となっているため、今後さらに利用実態を精査し、近隣関係施設との立地条件等を考慮しながら、施設のあり方を検討していきます。

１０．庁舎等公用施設

（１）市役所本庁舎（別棟・分館含む）

庁舎の分散は、市民サービスの面から、また事務の効率化の面からも解消していくことが必要です。

しかし、本市の本庁舎は平成 23 年に総工費 4 億円を投じて耐震改修を実施していることから、現時点で建替えを行っていく状況にはなく、3 つの分館、4 つの別棟を含めて再編統合を行い、効率的・効果的な機能配置を行っていくことが必要です。

再編統合にあたっては、市民サービスの向上を図ることを最優先の課題とし、事務の進め方とともに組織・機構の見直し、各課の再配置も行い、市民の皆さまに直接サービス提供する窓口の集約化等を図るとともに、効率的な事務執行ができる環境の整備に向けて検討していきます。

（２）地域振興局・出張所

平成 17 年の 1 市 4 町の合併から 10 年が経過していますが、この間、公共施設の再編統合とともに、事務事業の見直し、組織・機構の見直しを行うことが必要でした。しかし、各振興局で実施していた事務のうち本庁に統合されたのは、議会の機能のほか、人事・財政などの一部の事務にとどまっています。

合併の意義・効果を発揮させるためにも、組織・機構の見直し、事務事業の見直しは不可欠で、その結果に基づき各施設の再編統合を行うことになります。

現在、各振興局で実施している事務事業について、ICT の活用やマイナンバー制度の導入、地域包括支援センターの配置などの制度変更をとらえ、市民サービスの提供に支障を生じさせないことを前提に「仕事の進め方」について、改めて、外部の視点を活用するなどして点検していきます。

その上で、各振興局の組織・機構と職員配置の見直しを行うとともに、局舎の空いたスペースの有効活用の観点から各振興局管内の公共施設の再編を行っていきます。

各出張所については、市民サービスの確保の観点から今後とも維持していきますが、ICT の活用などの環境の変化を踏まえ、事務の実施方法の変更とともに職員の配置について見

直しを行います。その中で、柿野出張所は、飯南教育事務所及び飯南公民館とともに飯南産業文化センター内に設置されていることから、より効率的なあり方を検討していきます。

なお、森出張所については近隣に設置されている飯高保健センターとの統合を視野に入れる必要があること、波瀬出張所は飯高林業総合センター内に設置され、波瀬診療所、公民館、住民協議会等の利用もある複合施設であり行政及び地域活動の拠点になっており、近隣関係施設との立地条件等を考慮しながら、施設のあり方を検討していくことから、その検討結果を踏まえて対応を図ります。

（３）消防防災施設

阪内地区防災センターは、主に子育て支援センターの施設として、また、大石地区防災センターも幼稚園の一部として使用されています。一方で、地域住民の集会施設としても使用されています。

建築年次から施設としては当分の間使用することは可能です。施設の有効活用を図る観点から、有事の際には防災センターとして使用することを前提に、施設の活用方法、管理運営のあり方について、地元自治会等と協議し検討していきます。

現在、松阪市消防団は 49 分団あり車庫が 101 棟設置されていますが、地域的な偏在や団員の確保などの面から今後の消防団の編成について検討が必要になっています。

改めて、関係者で協議し、その結果を踏まえ、消防車庫・詰所について再編統合を行っていきます。

なお、飯高管内の旧消防庁舎は現在未使用なことから、今後の活用方策を点検した上で、利用の方向性が見込めない場合は除却します。また、飯南管内の旧消防庁舎については、老朽化が進み、耐震化も未対応となっており、安全性の観点から除却する方向で地域と協議していきます。

また、消防備品の倉庫として使用している施設については、利用状況等を精査し、既に地域へ貸付等を行っている施設や継続して使用する意向がある施設については、地域への移譲を進め、地域が活用する意向がない老朽化した施設については、撤去の方向で整理します。

消防車庫と集会所を兼ねたコミュニティ消防センターについては、地域移譲を進めます。

市の管理する水防倉庫については、適正に維持管理を行っていくために定期点検結果を基に予防保全型の補修計画を立て、優先順位を定め計画的に補修していきます。

（４）地区市民センター

住民協議会方式によるまちづくりの考え方は、全国的にも先駆的に導入したものであり、この方式は今後とも維持していきます。

一方、これからの地域自治には、地域が自ら課題を発見し、自主的な活動によって課題解決を図り、全市一律でなく、地域の特性を生かして、きめ細かなまちづくりを行っていくことが求められます。

市内には既に 43 の住民協議会が発足し、地区市民センターをはじめ、公民館等を活動の拠点としていますが、施設は、公民館の機能も合わせもっているほか、相談やサービス窓口としても機能し、市の職員が常駐することで、施設の管理運営は依然として行政主体で

行われています。

ICT が発達し、マイナンバー制度も普及するなかで、窓口サービスは大幅に変更することが予想されます。また、高齢者等からの相談も社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの身近な相談窓口も開設されています。

相談やサービス窓口としての業務の実態を精査するとともに、地区市民センターの位置付け、役割、施設の管理運営方式のあり方について、地域とも協議していきます。

1 1. その他施設

(1) ポンプ場（揚排水施設）

市が管理するポンプ場は 13 施設あり、この内建屋があるポンプ場は 5 施設になります。老朽化が進み、施設の機能を維持していくために定期点検結果を基に予防保全型の補修計画を立て、優先順位を定め計画的に補修していきます。

第6章 今後の全庁的な取組方針

目 標

本市の人口は、今後40年で人口は約3割減少するものと見込まれています。

市町合併前から保有している類似施設が現在もなお点在する状況にあることから、施設の効率的かつ効果的な利用が求められているとともに、さらには市民のニーズも変化しています。

また、更新費用の推計（12頁参照）においても、今後40年間で毎年約38.9億円の維持更新費用が必要であるにもかかわらず、過去5年間の公共建築物への維持更新費用実績の平均で考えてみると約25.4億円しか財源を充てることができていません。よって、この不足分約13.5億円相当の公共施設を削減する必要があると考えます。

つまり、約38.9億円の対象である延床面積約62.2万㎡の13.5億円相当、すなわち21.5万㎡である34.7%を削減することが必要と考えられます。

ただし、過去5年間の公共建築物への維持更新費用の実績の中には大型事業もあることから、今後約25.4億円の維持更新費用を継続して捻出することは困難と考えられます。

よって、これら財政状況に加え、今後の人口動態や市民ニーズの変化、あるいは行政機能の集約化などの観点も加味した上で、34.7%削減を上回る40%以上の削減を当面の目標とします。そのために、次のとおり取り組んでいきます。

1. 個別施設計画の策定

- 本計画の実施計画である個別施設計画（全資産の個別計画）を活用し、目標の達成につなげます。

平成27年度個別施設計画においては、次のとおりの削減率に留まっておりますが、今後、更に精緻化を進める中で目標値に近づけていきます。

（削減率は、平成27年度を基準とする）

期 間	削 減 目 標	個別施設計画（現行）
平成28年度～平成37年度	延床面積の20%削減	延床面積の8%削減
平成38年度～平成47年度	延床面積の28%削減	延床面積の9%削減
平成48年度～平成57年度	延床面積の35%削減	延床面積の11%削減
平成58年度～平成67年度	延床面積の40%以上削減	延床面積の16%削減

2. 情報の共有化

- 公共施設等の今後の方向性については、市民と行政が現状や課題について共通の認識をもって検討することが重要です。公共施設等は市民共有の財産であることに鑑み、行政はその説明責任を果たす観点から、積極的に情報提供を行い、情報の共有化を図ります。

- 公共施設等マネジメントの取り組みを全庁的に推進するためには、職員一人ひとりの取組意識を高める必要があります。公共施設（ハコモノ）やインフラ施設の現状と

課題を理解し、「施設経営」の視点に立って、保有する施設総量の適正化や効率的かつ効果的な管理運営を行うことの重要性を理解するため情報の共有化を図ります。

3. 公共施設等の保全方針の策定

- 公共建築物の物理的な寿命に到達する前に建物の機能的な寿命の観点で解体することなく、まず活用の観点で検討し、総合的に判断し対処します。
- 建物を長く使うために用途変更が可能な仕様にしておくことや、適切な時期に長寿命化のための改修を行うことにより耐用年数を超えて延命化することが可能となります。
- 建設から一定の期間を経過した施設について、適宜、劣化の状況などについて点検・診断を実施し、必要に応じて予防保全措置を講じ、公共施設の長寿命化を図ります。
- 道路・橋りょう、上水道、下水道等のインフラ施設についても、建設・敷設から一定の期間を経過した施設について劣化等の点検・診断を行い、必要に応じて予防保全措置を講じ、長寿命化を図っていきます。

4. 財産処分と活用方針の確立

- 公共建築物の統廃合により見直すこととなった土地建物については、売却処分や他用途へ転換を図るものとします。
- 未利用財産については、将来活用する見込みの有無を判断し、効率的かつ効果的な処分について、民間等の活用を含めその手法を検討します。
- なお、市内の各種団体が市保有の施設を使用して事務所等を設置している場合において、普通財産の場合は賃貸借などの契約をし、行政財産の場合は目的外使用の使用許可の手続きを行い、有償で貸し付けることを基本とします。

5. 財源の確保対策

- 耐震診断や劣化診断、それに基づく耐震補強工事や長寿命化につながる大規模改修工事の財源として、平成 31 年度までの間は財政的に有利な合併特例事業債を活用します。
- その際、今後の地方債残高及び公債費負担比率を常に意識し、財政の健全化を進めながら活用を図るものとします。
- 公共施設マネジメント基金の有効活用
公共施設のマネジメントの推進のため本計画に基づき実施する公共施設等の集約化・複合化事業、転用事業及び除却（解体）事業に充当するために新たに設置した「公

共施設マネジメント基金」の活用を図り、保有施設のスリム化、総面積の縮減を図ります。また、クリーンセンターの発電電力売電収入等を基金に積み立てるものとします。

6. 推進体制の整備

- 個別施設計画の推進にあたっては、個別施設計画の進行管理と評価を行い、定期的な計画の見直しとフォローアップを行います。

このため、施設の所管課長等で構成する「松阪市施設マネジメント推進委員会」で課題等の検討・整理を行い、「オール松阪」という大局的な視点により施設の全体最適化を図ります。

- 施設所管部署は、本計画に基づき取組を進めるとともに、公共施設等の大規模改修や建替えを検討する際には、その公共施設に求められるサービスや役割などについて整理をし、関係部署と事前協議を行うなど実効性を担保する横断的な体制により施設マネジメントを進めます。
- 平成 28 年度より整備を開始する固定資産台帳を活用し、市が保有する資産全体の情報のデータベース化を進めるとともに、情報の一元管理、施設の保全等の推進を図ります。



松阪市公共施設等総合管理計画

平成 28 年〇月発行

発行 松阪市経営企画部公共施設マネジメント推進室

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

TEL:0598-53-4103

FAX:0598-25-0825

メールアドレス: koukyou@city.matsusaka.mie.jp